

# 第2回世羅町議会定例会会議録

令和7年6月3日  
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和7年第2回世羅町議会定例会（第1号）

令和7年6月3日

午前9時00分開会

於：世羅町役場議場

- |    |            |
|----|------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定      |
| 第3 | 一般質問       |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 亀 田 知 宏	2 番 佐 倉 悠 希
3 番 矢 山 靖	4 番 宗 重 博 之
5 番 佐 々 木 浩 康	6 番 福 永 貴 弘
7 番 向 谷 伸 二	8 番 上 本 剛
9 番 松 尾 陽 子	10 番 藤 井 照 憲
11 番 田 原 賢 司	12 番 高 橋 公 時

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

11番 田 原 賢 司                      1 番 亀 田 知 宏

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 市 尻 孝 志	総 務 課 長 升 行 真 路
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 藤 井 道 代
税 務 課 長 小 林 英 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 藤 井 博 美	健 康 保 険 課 長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 和 泉 美 智 子	産 業 振 興 課 長 住 田 谷 保
商 工 振 興 課 長 山 崎 誠	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 広 山 幸 治	せ ら に し 支 所 長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 藤 原 康 治
社 会 教 育 課 長 正 田 一 志	

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範                      書 記 間 處 俊 彦  
嘱 託 書 記 貞 光 有 子

令和7年第2回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和7年6月3日】

順番	質問者	質問事項
1	3番 矢山 靖	1 これからの鳥獣被害対策は
2	8番 上本 剛	1 里山整備と支援体制の強化はいかに 2 観光シンボル「天地花」の視覚的演出強化と 広報展開の提案
3	2番 佐倉悠希	1 DXの推進は 2 AX（AIトランスフォーメーション）の推 進は
4	11番 田原賢司	1 中山間地域の農業支援はいかに 2 所有者不明土地の課題と対策は
5	5番 佐々木浩康	1 国庫事業の最大限の活用を

## 開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） 5月1日から庁舎内クールビズにより、軽装による勤務を行っております。議場内においてもそれを適用します。皆様のご理解をお願いいたします。

また、本定例会から議会より議員へ貸与しておりますタブレットの持込みと一般質問、議案の確認並びに文言等の確認の利用を許可しております。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和7年第2回定例会にあたり一言ご挨拶させていただきます。

町内の水田においては田植えも進み、麦の収穫も始まる季節となりました。梅雨に入るのも間近となり、出穂期における大雨も心配されますので、十分注意をしていただければと思います。

各地域、団体などの総会も開催をされ、今年度の事業をスタートいただいております。町内各所でもイベントも盛りだくさん。今週末には中学校の運動会も開催されることとなっております。

今年は原爆投下から80年の節目を迎える中、非核化を謳う我が町においても歴史が繰返されることのないよう願っておるところでございます。今月には広島市に天皇・皇后両陛下もお見えになり、奉迎行事もあります。恒久平和の思いをつなげていくよう努力をしてみたいと思います。

今定例会においては報告4件、承認2件、令和7年補正予算等2件を上程してございます。慎重審議いただくなか、何卒ご決定賜りますようお願いし、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより令和7年第2回世羅町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

町長から、政務報告について提出されております。お手元に配布しておきましたからご了承願います。

教育長から、教育行政報告について提出されております。お手元に配布しておきましたからご了承願います。

4月21日から22日に開催の「令和7年度第1回市町村議会議員特別セミナー」に、5月7日から9日並びに5月19日から20日に開催の「令和7年度市町村議会議員研修」にお手元に配付したとおりそれぞれ議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配布しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配布しています「請願陳情一覧表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和7年2月分、3月分、4月分に関する「例月出納検査結果の報告書」及び令和7年4月、5月実施の「随時監査の結果報告書」が提出されています。

写しを、お手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 田原賢司議員、1番 亀田知宏議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの「11日間」にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は「11日間」と決定しました。

日程第3 一般質問 を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、「これからの鳥獣被害対策は」 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) はい、議長。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 改めまして、おはようございます。田植えや夏野菜の植え付けなど、春の農作業は、予定どおりに終わりましたかね。「いや～まだまだ」と言われている方も、事故なく怪我なく気を付け、今年も実りある年になるようお願いばかりであります。最近では日中でも、堂々と田に入って植えた苗をパクパクしているシカをよく見ます。今回は質問項目を1本に絞り、この鳥獣被害の実態や、これからの世羅町を野生の大国としないためにどのような対策強化が必要なのかを通告に基づき質問させていただきます。

それではトップバッターとして、精一杯努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

近年、全国で熊の出没情報が伝えられています。世羅町においては、目撃情報は聞きましたが、イノシシやシカなど野生鳥獣による深刻な農業被害が出ていて、改善できない現状があります。

近隣の市町においては、鳥獣を捕獲する人手不足が起きていて、電柵などの対策をして、手間暇かけ楽しみに農作物を育てても、先に食べられたり、荒らされたりして収益が上がらない。これでは営農の意欲がなくなり、後継者や新規就農者にも悪影響が及びます。それでも負けずに基幹産業でもある農業を盛り上げるため、また先人の皆様が大切にしてきた農地を守るためにと、鳥獣対策を工夫しながらやっておられます。

我々日本共産党が行ったアンケートでは、「対策をしても、いちごっこだ。なんか良い方法はないのか」「特産のナシやブドウの、木や実まで被害が出だした。」「行政はもっと効果がある対策をしろ」と、町内の多くの地域の皆様から切実な声が届いています。そして特にそのなかで、「山間地に入ればわかる。サルはまだ見ないが、イノシシやシカなどよく見る。悪さもあちこちとして、自然の美しさはもうない。猟師さん達を助けてやってくれ」と80代半ばの方が言われていました。

町長にお尋ねします。

私は鳥獣被害に対して、全力で町として対応強化の必要があると考えます。町長お住まいの地域でも、50頭近いシカが群れとなって集まっていたと実施隊の方から聞いています。町長は先ほど私が述べました、町民皆様から「何とかしてくれ」と、本当に切実な声が上がっていることをご存知でしょうか。また、鳥獣被害対策実施隊員及び個人の皆様の日頃のお陰で、イノシシやシカの捕獲数がかなり増えています。しかし残念ですが、広島県全域、世羅町内においても令和4、

5、6年度の鳥獣による農作物被害総額が右肩上がりが増えていています。これはたくさん捕獲して下さっても、被害総額は増えているということです。現状施策のまま、農作物を守り被害が軽減していくのでしょうか。そして野生鳥獣によるこれからの被害防止の取組について、次のことをお尋ねします。

町長が任命する世羅町鳥獣被害対策実施隊員の位置付けと現状は。世羅町鳥獣被害防止計画に、実施隊員に関する事項があります。「実施隊長1名、副隊長5名。隊員の定員は銃班・わな班で47名以内とする」とあります。どのような位置付けで構成しているのか。また今年度の任命者数、その平均年齢を伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 3番 矢山 靖議員のこれからの鳥獣被害対策はのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

冒頭議員おっしゃいましたように、近年と言いますか、もうかなり前から鳥獣被害についてはいろいろと悩ましいものがございまして、広島県並びに国等のそういった補助を活用しながら、世羅町もさまざまな展開をしている状況でございます。予算書にも多種にわたるそういった対応する事業費を計上しているところでございますが、議員おっしゃいますように、そういった対策をいろいろしながらも鳥獣の捕獲数も進んではいますけれども、被害額も増えている状況でございます。

今、田植えが終わりまして、圃場の周りにネットを張っているんですけども、やはりしょうしょうのネットは飛び越えていきますし、私もいろいろ毎日見回りをしますけれども、ネットを食べて穴をあけている状況がたくさん見受けられました。そういったところ対応はしているものの、圃場に入って植えたばかりの苗を食いちぎるような形で足跡がついてございました。さまざまな地域においてそういった対応、これは水稻に限らずですけども、対応いただいておりますけれども、皆様方のご苦勞身に染みてわかっているところでございます。

町としましても先ほど1問目にご質問いただきました世羅町鳥獣被害対策実施隊員の皆様にご活躍をいただいているところでございまして、危険なものもたくさんあろうかと思えます。怪我のないように、またそれぞれ銃班、わな班とございますけれども、しっかり連携持っていただくなかで、町民の負託に応えるよう努力をいただいていると思っております。

この鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから町長が委嘱する者として、町の非常勤職員としての位置



付けでございます。この実施隊員については。今年度の実施隊員数は銃班が 19 名、わな班が 27 名の計 46 名でございます。平均年齢については 64.86 歳となっているところでございます。本日も議員からいろいろとご示唆をいただきますけれども、誠心誠意町民の皆様方の願いを受止めつつ、しっかり対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○3 番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3 番 矢山 靖議員。

○3 番(矢山 靖) 今日この質問をするにあたり、実施隊関係者の方々から、猟の苦労話や要望などをお聞きしました。またこの鳥獣被害は、単に農作物被害だけではないということを住民皆様に知っていただきたい。そして町長はじめとした執行部の方々に、現状施策のままで本当に改善されていくのか、将来の世羅を守って行くため、改めて熟考を求め、そして提言してまいります。

(2) 近年の捕獲数と、捕獲報奨金交付状況。またイノシシやシカによる交通事故や、道路法面等被害状況は。

捕獲数は増えていますが、町内の至る所で、目撃や被害の話を聞きます。家の周りや山や田畑への被害だけでなく、イノシシやシカが車に衝突して大破し廃車になる場合もあります。皆さん事故件数をご存知でしょうか。先日、世羅警察署にイノシシやシカによる事故件数をお聞きしました。

令和 5 年度は 31 件。6 年度 30 件。7 年度は 4 月 30 日月末時点でもう 11 件となっています。また道路沿いの法面を掘りかえす被害もあります。そこで令和 5 年度、6 年度における銃とわなの捕獲実績数と、実施隊と個人への捕獲報奨金交付状況。またイノシシやシカによる道路被害の修繕工事などの件数と、その工事費用を伺います。

○産業振興課長(住田谷保) 議長。

○議長(高橋公時) 産業振興課長。

○産業振興課長(住田谷保) 2 点目の「近年の捕獲数と捕獲報奨金交付状況は」についてお答えをいたします。

まず、議員のご質問にありましたイノシシ及びシカの近年の捕獲頭数についてお答えをいたします。

令和 5 年度の捕獲実績数は、銃による捕獲頭数イノシシが 141 頭、シカが 49 頭。わなによる捕獲頭数はイノシシが 399 頭、シカが 826 頭となっております。令和 6 年度につきましては、銃による捕獲頭数イノシシが 93 頭、シカが 78 頭。わなによる捕獲頭数はイノシシが 691 頭、シカが 1138 頭でございました。イノ

シシ及びシカの合計数としまして、令和5年度は1415頭、令和6年度は2000頭となっております。

また捕獲報償金につきましては、令和5年度の実施隊の報償金、こちらは合計が1449万4000円、個人捕獲者は101万9000円となっております、令和6年度実施隊の報償金が1901万5400円、個人捕獲者は128万2000円の交付実績でございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 建設課から「イノシシ等の掘り起こしに起因する道路法面等修繕工事の件数と工事費用」についてお答えいたします。

はじめに、町道の状況についてお答えいたします。

令和5年度と6年度にイノシシ等の被害により実施した維持修繕工事の件数は33件、工事費用総額は9,081千円でございます。被害の内訳といたしましては、山側法面の掘り起こしが3件、路肩法面の掘り起こしが13件、水路の閉塞が17件でございます。

続いて県道の状況についてお答えいたします。

県から移譲を受けております路線11路線において、令和5年度と令和6年度にイノシシ等の被害により実施した維持修繕工事の件数は3件、工事費用総額は1,949千円でございます。被害の内訳としましては、水路の閉塞が3件となっております。

○3番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 捕獲頭数が令和5年、6年のこの1年間で、580頭以上も増えているのですね。驚きました。本当に隊や個人捕獲者の方に感謝申し上げます。

建設課長よろしいでしょうか。先程答弁ありました道路などの被害ですが、たとえば道路路肩、道路下ですね、法面等を掘り返す被害は、道路構成にどのような影響が出てきて、対処せず放っておくとどうなると予測されますか。お尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。道路法面の掘り返しによる被害の予測、どうなるかというご質問にお答えいたします。イノシシが法面を掘り返す

とまず法面が緩められます。また掘った穴に雨水が溜まりやすくなり、地面にも浸透しやすくなります。これらによりましては、法面や路肩が崩壊することにつながることも想定されるところでございます。町としましてはこうした被害を防ぐため、イノシシ等による掘り起こしを確認したときは掘った穴を埋めるであるとかですね、転圧し直す、また草を生えやすくしやすくするための植生を再度施すなど対策を講じているところでございます。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) よくわかりました。朝、玄関を開けて新聞を取りに行ったら、イノシシとばったり遭遇し驚いて怪我をしたと聞いたこともあります。農作物の被害だけでなく、交通事故や報告ありました道路などへの被害、そして前回の定例会でも被害報告があり、町への損害賠償が発生しました。そしてまた今回も、先日の全員協議会でイノシシの掘り起こしが原因で落石が発生し、車が乗り上げ故障した。町への損害賠償も発生したと報告がありました。改めて、大問題がさまざまな形で多発している現状がわかります。

産業振興課長よろしいでしょうか。

電柵やワイヤーメッシュなどの防除対策も限度があります。「何とかしてくれ」と住民皆様本当に困っております。道路被害や米、果物、野菜など被害や損害は増えるばかりです。更に人口が減り、人や車の往来が少なくなると、今以上に獣が堂々と道を歩いて被害が増えるのではないのでしょうか。これからの将来の世羅をどうやって守って行きますか。私は更なる、捕獲対策の強化を図っていくことと、実施隊や個人の皆様に「獲って獲って獲りまくってください」と、お願いするしかないと考えますが、どうでしょうか。お答えください。

○産業振興課長(住田谷保) 議長。

○議長(高橋公時) 産業振興課長。

○産業振興課長(住田谷 保) 議員ご指摘のように、人口の減少によります被害、捕獲隊も減っております。そういった状況の中で考えられることとしましては、捕獲隊による捕獲ということも必要ではございますが、集落ぐるみの環境改善、また侵入防止柵の設置、それから言われます個体の捕獲、この3点を併せまして総合的に鳥獣害被害防止対策を推進していくことが必要であると考えておるところでございます。

今後につきましてですが、県のほうへいろいろご相談をさせていただいている

状況でございまして、どちらの市町においても同じような状況というのは変わり  
はございませんが、総合的に協力していろいろな手立てを考えていくというお答  
えをいただいておりますので、今後も県と、また周りの市町と意見交換をしながら  
どういった対策ができるかということは考えていこうと思っているところで  
ございます。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) わかりました。そこで問題になるのが次です。3、ハンター  
一減少対策の取組は。

町としてこの問題を、どのように捉えているのか。隊の方々や住民の皆様が  
口を

そろえて、後継者不足を一番危惧されています。先日猟師の方とお話をしました。  
猟をするときに重要なのはまず、「犬と一緒に山に入り、周囲にいるかどうかを  
見極めないといけない。これは経験値が必要なんだ。急な山を歩いて、獣の足跡  
や草や枝の倒れ方などを見て狩りをする場所を見定め、そしてメンバーに周知し  
て猟をするんだ」と言われていました。ここで皆さんよく考えてください。

昨日、今日隊に入られた方が、見よう見真似でできますか。町長、副町長どう  
ですか。普通できませんよね。じゃあ、町としてどうしたら良いのか。若い方に  
隊に入っただき、先輩方がまだ動けるうちに、急な山と一緒に歩ける内に技  
術を習得して、早急に引継いでいただかないと大変なことになりますよ。先ほど  
から述べてきました被害が拡大し、これからサルやクマなどの出没も気になると  
ころです。世羅町は野生の大国となりますよ。皆さん、もっと現実を直視しませ  
んか。

三原市においては、鳥獣被害から農作物を守るため、今年度からハンターを39  
人から67人体制と増やしました。待遇も改善し、年間通じて7000円程度の日当  
の支給と捕獲報奨金も増額したと聞いています。現在世羅町の活動費は、4千数  
百円、そして捕獲報奨金は、イノシシやシカは銃で1万円、わなで5000円、鳥  
類においては1羽400円です。現状の施策のままでハンターが増え、農作物を守  
り、被害を食止められるとの認識なのではないでしょうか。またこの報奨金の1万円。  
いつ何を根拠に決めたのか知りませんが、猟は険しい山の中でするんですよ。中  
には100キロ前後の大物もいるそうです。町長、仕留めて山の中1人で担ぎ、軽  
トラまで運べますか。大体4、5人で活動していて1万円を5人で割ったらいく

らになりますかね。活動費を足しても 6000 円程度ですか。箱わなやくくりわなでも同じことです。毎日何度も山に入り状況確認し、これで若い人が、隊に入りますかね。見向きもしませんよ。関係者からは最低でも 3 万円以上にしてくれと意見が出ています。

先日、地域の私達真ん中世代、40 から 50 代前半と話す機会があり、問題になっているこの鳥獣被害が話題となりました。「猟をして飯が食えるなら、猟を勉強して撃って撃って獲りまくるよ」と、活気ある話で盛り上りました。前回の定例会では、非常勤消防団員に係る条例の一部改正、また世羅町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正が可決されています。

現在、隊の方々の報奨金や活動費は、この物価高騰のおり、また険しい山の中で

の猟の労力や危険性に見合っておらず、1 人当たりの実質的な手取りは少なく、若者は参加できない状況です。技術継承と人材確保のために、報奨金や待遇の改善が必要で、猟の難しさや危険性を理解し、適切な支援策を講じることを提言致しますが、町の見解を伺います。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 3 点目の「ハンター減少対策の取組は」についてお答えをいたします。

毎年世羅町では、新規で狩猟免許を取得される方が大体 5 名から 10 名程度おられます。そのなかから過去 3 年間でございますが、4 名の方が実施隊に任命をされております。そのなかで技術の承継をいただいていると受止めておるところでございます。広島県の猟友会主催のわな架設講習会も毎年開催されておりました、ご参加いただく中で技術習得にも励んでいただいております。国の補助金を活用しまして、そういった狩猟免許新規取得者への講習会の受講料の助成を実施しておるところでございます。例年狩猟免許試験及び講習会の受付も大変好評ということで、早い段階で定員に達しているということも聞いております。

世羅町の活動費及び報償金につきましては、世羅町特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例のほか、毎年世羅町と世羅町鳥獣被害対策実施隊の双方で協議をし覚書を締結し、それぞれの金額を決め、支援を含めた業務を推進しているところでございます。

○3 番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) ここで、猟にかかるお金の問題について皆さんご存知でしょうか。町から補助もいくらか出ていますが、聞くところほとんど持ち出し状態です。具格的にはまず、鉄砲の弾ですが、練習をするにもその辺ではできないそうで、確かにしていたら怖いですよ。射撃場ですらしく、補助はなし。猟をする時ライフル弾1発500円位。サギなど鳥に使用する散弾銃、これはバラ弾と言うらしいです。250~300円。これは一度にかなり撃つそうです。確かに映画のワンシーンのようにバーンと1発で仕留めることが出来れば良いですが、凄く難しいそうです。1発250円としても×40発で1万円。そして銃の届出や更新費用。警察年1回の銃の検査費用と保安協会費も必要です。それと年間狩猟登録料。これが2万円位。そして、猟をするにも猟犬が必要です。犬といってもその辺の野良犬では務まりません。やはり良い血統が良い仕事をするらしく、犬が良いから獲れるそうです。まずワンと生まれて3万円。上を見るとキリがなく80万円~100万円位。エサ代と治療費も高いそうです。また猟犬に取付けるGPSの購入や、修理費用も必要です。

次に人の補償です。怪我の補償はあるそうです。しかし、シカなどの野生獣には、感染症を発症する可能性があるダニが多く、病院に行っても保険診療となり町からの補助はないそうです。また1度の猟の車移動距離は、平均100Km。当然ガソリン等多額な経費がかかります。わなも同じです。町の周知不足で、少し出る補助を知らずに自腹で購入していた方もおられます。安い物ではありません。そして一度獲物が獲れるとそのわなは、バネが伸び、ワイヤーに癖がつき、金具が変形し、使い物にならないそうです。自分でいくらか修理もしますが、限度があり、どうしても再購入となります。わなに取付ける無線機も自腹です。ある隊の方が言われていました。「町がくれるのは、ワナの所に目印で取付ける、ふだ、プレートだけじゃ」と。先ほど課長答弁で、「支援を含めた業務を推進しているところ」とありましたが、現場に行ってみると自分の目と耳で、現状確認されたか。まだ異動後2か月ですからいろいろあると思いますが、必ず係長や関係担当者連れて机上だけでなく山に入り、隊の方々一人一人、大勢の意見を聞いてみてください。私が述べている以上のことを知り、何を支援しないといけないのか、それもプッシュ型で積極的に見えてくると思います。

皆さん、このような実態をご存知でしたか。活動している方々が「もうボラン

ティアの世界なんよ」と皆さん話されていました。本当に現状のままで良いのでしょうか。将来、猟をする人が誰もいなくなりますよ。先ほど町長答弁でありました実施隊員 46 名。平均年齢 64.9 歳。私だって名簿を見たことありますが、じゃあその中で実際活動できる人、行事等で重なったり、年齢や体力的など出れない方もおられます。46 人中何人おられると思いますか。限られていますよ。本当に野生の王国となります。そのときに町として、住民皆様にどう説明されますか。副町長「しょうがない」で済みますかね。「あのときに矢山が、口うるさく提言しているときに、真剣に考え実行しとけば良かったと、なりませんか」どうでしょう。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私よりお答えを申し上げます。まず矢山議員より捕獲に関わる目に見えない大きな経費、そして今の実情、ご指摘をいただいたところでございます。その内容につきましては、この場におります執行部につきましても、数多くの、また今まで予想していない、把握できていなかった経費としても重く捉えさせていただくところでもございます。ご指摘いただきますように、行く行く先々、そのときと言うよりも、そうなる前にどう考えていくべきか。そういったご指摘をいただいたところと受止めております。まず、この鳥獣被害につきましては食害のみならず、農用地、また土地改良施設について大きな被害ももたらしております。そこには施設設備の修復も必要であり、とても腹立たしいお気持ちで皆さんいらっしゃるところではないか、そのように受止めておるところでございます。加えてハンターの皆様も精いっぱい取組をされているなかで、議員からご指摘の処遇改善や理解は依頼される側とまたそれに対応いただく側との、その状況の共有と相互の理解が特に大きいものになってこようかと思えます。被害を見て腹立たしい、そのなかには一刻も早く現場へ駆けつけていただいている実施隊の方々、相当のご尽力をいただいていると認識をしております。

そういった全体を理解を共有を支援していく、また全体の課題として受止めていくことが行政の大きな務めでもありますし、町全体の共有をしていくことが必要であると思っております。そのなかでご指摘した部分へのしっかりとした支援と支えをしていくことを関係機関で組織する協議会等であらゆる方々のご意見を賜りながら、ご指摘いただいた課題にしっかりと応えてまいりたいと存じます。

○3番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 町長が今年度、施政方針でまちづくりのことを言われていました。子どもや孫たちのために今、できる対策支援強化を精一杯することが重要ではないでしょうか。現状施策で、精一杯のまちづくりと言えますか町長。次に行きます。

4番 捕獲技術の対策強化について。捕獲活動を担っている、実施隊の人材確保と育成には、積極的なICT導入と、活用が重要と考えます。私が提言したいのは、ICTを活用し効率化と省力化を図った猟をしていただくことです。具体的には、わなの見回りを軽減するためにランニングコストがかからない長距離無線を使った獣の捕獲通知や、カメラとセンサーでわなの稼働状況を遠隔監視するなどがあると考えますが認識を伺います。

○産業振興課長(住田谷保) 議長。

○議長(高橋公時) 産業振興課長。

○産業振興課長(住田谷保) 4点目の「捕獲技術の対策強化について」お答えをいたします。

議員ご指摘のようにICTを活用し、効率化と省力化を図る猟につきましてもは今後とても重要であると期待をされているところがございます。しかしながら中山間部では通信網ですね、圏外も多い、また中継局の整備が必要である。スマホ操作や電子報告のアプリの使い方など、さまざまな課題が今、指摘されているところであります。今後ハード・ソフト両面からの取組も検討してまいりたいと考えております。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 「課長と係長が一度に代わり、あの2人はどうなんや」と関係者からすごく注目されています。しっかり検討してください。そして先ほど述べました今後活動規模の縮小が懸念されます。持ち運びや設置も容易く、電波の届きにくい山間部においても通信可能な機器もあります。私がここで述べるより、隊の方々良く知っておられますよ。やはり現場に行くべきです。直接聞いてみてください。そして課長ご存知のように、農水省も力を入れています。町が国から補助などをしっかり引っ張って来て、隊や個人の皆様に、「捕獲活動をしやすい体制を作って行く」積極的にプッシュ型でね。これを強く要望し次に行きます。

5、テゴスについて。テゴスとは、「一般社団法人 広島県鳥獣対策等地域支援機構」で、広島弁で手伝うを意味する、「てごうする」が由来だそうです。県



は、全国初の取組として、鳥獣被害対策の技術指導者を民間企業に外部委託する仕組みを導入し参加市町を増やす方針としています。令和7年度、福山市、府中市、三次市などが新たに加わり、県内10市町において専任者が駐在し捕獲の現地指導などの活動をしています。県は今後14市町へ増やす計画ですが、まだ具体的な成果が見えないものがあり、テゴス参画に賛否両論あります。町としてテゴスの認識と評価、方向性を伺います。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 5点目の「テゴスについて」でございます。

世羅町は、令和6年度鳥獣被害発生状況可視化支援業務をテゴスに委託をいたしております。イノシシやシカによる被害を防ぐための侵入防止柵設置の場所及び被害が発生した場所をGIS上に表示し、その効果的な侵入防止柵の設置や捕獲活動へ活用するためのデータを作成をしていただいております。

また、世羅町では平成29年度から鳥獣被害対策支援員を配置しておりし、防止対策以外にも捕獲活動等の対応も行っており、テゴスに参画することにつきましては世羅町の枠組みと照らし合わせたさまざまな連携について考えてまいりたいと考えております。

○3番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 答弁のありました侵入防止対策ですが、電気柵やフェンス設置など、高齢化により集落内で作業する人がいない場合、人手としてテゴスなど外部委託派遣により整備することが可能と考えます。国からの人件費8割を特別交付税でみるので町の負担は2割で済みます。集落の担い手の一つとして考えられます。データや書類の作成ばかりだけではダメです。捕獲と防除の両面から、被害防止対策を進める。また被害防止に関する知識や、技術の普及や啓発活動も強化していく必要があります。テゴスを含め、これらを総合的に考え、「町として総合的な対策を早急に進めていく。」これを強く要望し次に、いきます。

6、ジビエ利用活用の促進について。全国的に鳥獣被害が拡大されているなか、捕獲から官民一体となる「ジビエ利用モデル地区」があり、全国16都道府県の市町が、捕獲から搬送、加工処理、販売がしっかりとつながって、安全で良質なジビエを安定供給しています。高島屋など大手百貨店などで販売されブランド化

されています。

また、「ジビエ振興自治体連絡協議会」として、令和5年7月時点で、全国で11県10市6町2村2団体の首長等が加盟し、共に取組む自治体へ国の補助金の活用や民間企業のジビエ利用活用に関する取組などの紹介や、国策に関する提案・要望の提出などさまざまな活動をしています。国は、食料・農業・農村基本法が昨年、5月29日に25年ぶりに改正案が成立し、捕獲した鳥獣のジビエ利用促進が盛り込まれています。しかし、町の被害防止計画では捕獲した利用方法の取組を見る限り、活用計画そのものがない状況となっています。ジビエは、食文化をより豊かにし、味わい深い食材で、地域資源とみなされるようになっていきます。また物価高騰や輸入依存の現状を踏まえ、ジビエ振興を掲げることで、雇用創出や食料自給率向上を図ることが重要です。国も利用可能な個体のフル活用により、令和元年度の水準から今年度において倍増すると、目標掲げ力を入れています。ジビエを絡めた高付加価値のある観光需要の取組など、官民連携し力を合わせて旗を振ることを提言いたしますが、見解を伺います。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 6点目の「ジビエ振興について」お答えをいたします。

世羅町被害防止計画としまして、町内にジビエを提供している民間事業者の方もおられますので、行政が主体となりまして活用計画の予定はございません。また、施設整備や食肉加工に要する人的コストが負担となり収益面はかなり厳しいという実態、またいかに捕獲個体の品質を保ったまま受入れるかなどの課題があります。事業実施については、これらの課題を検討する中で見定めていくことになるかと考えておるところでございます。

○3番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） ジビエ利用促進と言ったら、「物価高で割りに合わないからダメダメ。しない方がいいよ」と私も聞いたことがあります。しかしそんなこと言って何もしなかったら、世羅は一生このままで変わりませんよ。それと、隊のメンバーの方が「猟をして処分するだけで本当に良いのか。生ある命をいただいて、最後まで食し、革なども全て利用することが重要ではないか」と言われていました。大分や長野、鳥取県など、ジビエ給食を提供しています。子どもたちは

「美味しいと」評判良いみたいです。

また、高タンパク質で低脂肪、豊富な鉄分やビタミンB群、コラーゲンやアミノ酸、オメガ3脂肪酸など栄養価が高く、健康的な食材です。食の多様性を教えることができるのではないのでしょうか。教育長、給食センターの運営も始まり、子どもたちは、町の食材を利用した給食を残すことなく楽しく、美味しく、食べていることと目に浮かびます。町ではジビエ食材を利用した給食メニューを提供していますか。教育長もご存知のように、中国農政局が学校給食における利用の推進を図っていますよね。子どもたちの健康に配慮した献立を提供する、学校給食法第1条の給食の目的、第2条の給食の目標、第10条2項の創意工夫を地域の実情に応じるなど先ほど述べました、鳥獣被害防止対策への関心や生き物の命を大切にいただく感謝の気持ち育む食文化の継承が重要ではないのでしょうか。どうでしょう、教育長、お願いします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（高橋公時） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただいま矢山議員おっしゃいましたのは、鳥獣被害対策の延長として消費拡大ということもありますし、学校給食にもし取入れることができれば教育の一環として、たとえば人間と自然生物が共存する地球環境のことを学ぶ機会にもなると、そういうところもあったと思いますし、食育のメリットもあると、そういうご意見に基づいたご質問と理解いたしました。

結論から申し上げますと現時点では世羅町の学校給食の中にジビエを導入するというプランは持っておりません。仮にですね、学校給食の中に取り入れるとしてクリアしていかなければいけない課題を考えてみますと、まず何と言っても安心安全ということは担保しなければなりません。野生生物を処理するわけですから、衛生管理基準というものが学校給食にはございまして、一般よりも更に厳格な基準となっております。そのところは何と言ってもクリアしなければいけない。それからもうひとつ先ほど議員のお話の中にもありましたけれども、そうは言ってもコストが高いという面や、それから供給量のこともございまして。世羅町の学校給食は1日約1200食弱を作っておりますけれども、毎日出すわけではありませんけれども、安定した供給が必要となると思っております。そこら辺の課題はクリアしなければなりません。ただ先ほど言われましたように、全国的だけでなく、県内でも学校給食に取り入れている自治体があるというのは聞いたことがございまして、先ほど言った課題等、どういう形で、またどの動物を取入れ

たのかというところは研究してみる価値はあると、そのように考えております。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 副町長、栄養高く健康的なジビエ給食どうですか。食べたくなつたでしょう。子どもたちにもどうですかね。ジビエの食材は、猟師さんや加工業者など新たな雇用創出を生みだし、地域全体の活性化につながり、地域経済の持続的な発展に貢献することができます。まさしく地域資源の宝として、注目されています。「なぜ今、ジビエ振興なのか」、新たな対策が急務なのはわかりと思いますが、副町長、本当にこのままでいいのでしょうか。お答えください。

○副町長(金廣隆徳) 議長。

○議長(高橋公時) 副町長。

○副町長(金廣隆徳) 私よりお答えをさせていただきます。現状のままでいいのかというところでございます。ご指摘、またジビエの給食、その食に至る部分の構築についてもご示唆をいただいたところでございます。

少し離れたところでございますけれども、冒頭からこの鳥獣被害対策についての重要性もご指摘をいただいております。令和4年3月に策定いたしました第2次世羅町農業振興ビジョンのおりの一般農家、法人様からのアンケート調査にも畦畔管理等の省力化を上回る希望として有害鳥獣の対策というところを示されていたところでもございます。その部分も踏まえまして、このままでよいという形にはならないという認識をしております。地域資源の宝としてこのジビエを全国で活用されている事例は数多く承るところでもございます。議員ご指摘のように、高付加価値については、他の先例の模倣ではなく、世羅町の食材、また世羅町の加工品と合わせた新しい形を模索する必要があるのではないかと、そのように考えております。そういったなかで割に合わないというよりも、収支が確立できないというよりも、これは利益につながるものになるのではないかと、このところをしっかりと関係者で共有をしていく必要があろうかと思っております。町内の観光拠点におきましてもジビエのペット向けの加工品が非常に好評をいただいているということもお聞きをしております。とかく肉、単体というところにターゲットが向きがちではありますが、多岐にわたった利活用がないか。ただし食肉加工の厳選な取扱いも必要でございますので、そのあたり踏まえてまいる必要があると思っております。現在の全国標準ベースの形よりも少し変わった切り口でこのジビエの有効利活用と申しますか、ジビエの振興が図れたという

ところを産業振興課のみならず、また商工観光の分野 2 課にわたって旗をしっかりと振っていく必要があると認識をし、これからも探っていく姿勢を継続してまいります。

○議長（高橋公時） 1 点、矢山議員に申し上げます。一般質問は町長に対して行うものでございますので、町長に対してお願いいたします。

○3 番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） それでは最後 7 番目に、町長の判断をしっかりと聞かせていただきます。

町長は今年度の施政方針で鳥獣被害対策とし、被害防止の取組や実施隊による捕獲活動の推進を取上げています。私も参加しました。日本共産党 広島県議員団が昨年 11 月に、184 項目の予算要望を県に行いました。そのなかで鳥獣被害対策が 7600 万円増額し 4 億 7500 万円と前進しました。その内訳は、先ほどから提言してきた捕獲活動や、ジビエ利用活用等々の内容で、県の予算成果目標は令和 5 年実績が 38% だったのを今年度目標 80% にすると、県も力を入れています。国の交付金など積極的に予算を獲得する意味も含め、県との連携は必要です。そして何度も言いましたが、将来の世羅町のために、実施隊の若返りと実際に活動ができる人を増やすことが重要ではないでしょうか。イノシシやシカなどは増え、捕獲の担い手が減るのでは被害を抑えこむことは不可能です。町長、例年通りの施策で被害が減りますかね。それかもうあきらめているのですか。「本当は、もう鳥獣被害のことは目をつぶり、足腰痛いからやめたい」なかには、「あの人達は、趣味で楽しんで猟をやっている」と、何も苦勞を知らずに冷たいことを言う人もいる。やる者がおらんようになったら、大変じゃけ、町のためにやりよんじや」と、町長より年上の隊の方々が言われていましたよ。そして私は選挙のときに、住民の方に言われた言葉があります。それは「あんたが議員になったら、奥田町長のケツを、尻をしっかりと叩いてくれ」と。ついこの間も違う方から言われました。町長は多くの住民の言葉を、どのように捉えますか。この鳥獣被害対策、町内ほぼ全域の住民の皆様が「何とかしてくれ」と切に願っています。行政の長として、このままで本当にいいのですか。これからの世羅のために、本日私が提言してきたことを含め、ご英断を下し、対策を進めることにより、着実に鳥獣被害の減少となることを願い私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山議員より数々の提言をいただきました。これまで私も就任以来こういった鳥獣被害対策のご質問については、一般質問等においてさまざまな議員からいろんなお話をいただいたところでございまして、それもしっかり受止める中で、産業振興課が中心となりまして、私も鳥獣被害対策の部署を設けたところでございます。そのなかの活動もいろいろ多岐にわたっておりまして、守る部分もあれば攻めていく部分、たくさんあるかと思いますが、担当課のみでできるわけではございませんので、そういった地域の方々及びこういった実施隊の方々のご努力によってこれまでも進めてきたところでございます。料金改定についても報酬等の審議会にかける必要でございますけれども、やはりこれだけでは不足しているというのは十分認識をしております。これも実施隊にかかわらず、そういった対応いただいているの方々のご意見も私のほうに伝えていただいておりますので、実際そういった実施隊の方々と懇談を持つ場は近年ございませんけれども、以前においてはさまざまな事業にお呼びいただいておりますので、そういった代表の方ともお話しする機会はあったわけでございます。議員が窓口となってこういうふうなさまざまな取組の提言もいただいたということで、私どももしっかり受止める中でそういった報酬を含め、またジビエ対策、こういったところを鑑みながら進めていければと思います。

ただ私、鳥獣被害の処理場を造ったときに食肉にもひとつ関与できるのではないかという気持ちはあったんですけれども、やはり実施者の方々との連携が必要、また食品衛生の関係、また処理したものをどこでの販売といったところの経路が確立できてないということもあって、今現在食品衛生の観点も含めてあそこの加工場も一応増設というかですね、中の部分を一体的にできる大きさにはしていたという状況ではございます。ただそれは今現状ではかなっていないと。ただ民間業者において私のところにもお話に来ていただいたんですけれども、やはりまずはペットフード等のことが主でございました。しかし今、道の駅ではジビエの販売も好調で、私の知り合い等も多く道の駅に来た際にはジビエの購入をかなりしているんだということもございました。なかにはペットフードも食べてみたんだけれども美味しかったというような声もあったんですけれども、実際そういった努力をいただいている方のおかげもあります。やはりこういった捕獲頭数、たとえばジビエ供給するには個体で1000頭以上が必要であるというような、年間ですね、という声も東広島の方から聞いたことあるんですけれども。実際世羅町では1000に至らないような捕獲数でございましたが、現状ではかなりな捕獲数になってございます。ひとつ気を付けていただくのがですね、血抜きであったり、

マダニの対応であったり、多くのそういった関連することをしっかり整える中で前に進めていかなければいけないと思っています。国や県の予算、しっかりですね、党としても努力いただいておりますけれども、私も以前、山村振興の理事、役員をしていたときに農水省に伺う中で要望活動を行いました。そのときにちょうど国会で鳥獣被害対策の審議がやっとなされた時期でございまして、そのときにその担当者と詳しく私も話しをする機会を設けることができました。やはりまだ始まったばかりで国の施策としては、さまざまな事業展開を今からというときでございましたが、今となってはかなり膨大な予算を組んでいただいているわけですので、そういった町もそういったところ活用すべく、いろいろ県を通じながら特別交付税というのは町のほうは県を通じていただくものでございますので、そういったところも含めていろいろと相談を進めて、一層進めるべきと考えているところでございます。尻をしっかり叩いていただいておりますので、私もしっかり前に向けてしっかり進んでいきたいと思っているところでございます。いろいろなご意見まだまだたくさんあるかと思っておりますけれども、鳥獣被害の予算化の部分は新年度で組みましたが、ときにおいては議会にまた相談を差し上げながら必要なものについては補正を組んでいく流れになろうかと思っております。またいろいろなご意見いただいた部分は大切に前向きな検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（高橋公時） 以上で3番 矢山 靖議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時15分であります。

.....

休 憩 10時02分

再 開 10時15分

.....

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に「里山整備と支援体制の強化はいかに」 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） おはようございます。まず初めにですね、田植えを皆さん済まれて、ちょっと一安心されているところだと思います。田植えの後には草刈という大変な作業がございます。暑くなりますので、熱中症等々に気をつけて作業に入っていただきたいと思います。戦いと言いますと、私今から質問させてもらいます鳥獣被害、先ほどもいい一般質問がございましたが、続けて鳥獣被害に

ついでお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いたします。

では質問に入ります。里山整備と支援体制の強化はいかにでございます。質問の要旨、令和5年度のイノシシ・シカによる稲作被害額は約1560万円と報告されていますが、実際の被害はさらに大きい可能性があります。現在の被害算出方法は、農業法人などの代表者が提出した書類をもとに集計されており、収穫量を基準としているため、春先の食害や品質低下は反映されておられません。

産業建設常任委員会での質問の際、町側もこの算出方法には課題があると認識していると回答しました。また、稲作以外の被害も含めると、被害額は約2,600万円に達します。特に近年では、ナシの被害が増加していると報告を受けております。さらに家庭菜園など、侵入防止対策が十分にされていない場所では、被害が拡大する可能性もあります。被害は農作物だけにとどまらず、田畑に水を引くための水路やため池にも及んでおります。また、害獣の飛び出しによる交通事故や側道を掘ったことに伴う落石事故が頻発しております。鳥獣被害の実態は現在の想定を大きく上回っているとみられます。

鳥獣被害の深刻化が指摘される中、地域の農家からは「20～30年前までは被害が少なかった」という声も多く聞かれます。かつては各家庭や地域単位で山の手入れが行われ、里山が適切に管理されていたことが、結果として鳥獣の農地侵入を防ぐ役割を果たしていたと考えるからでございます。

しかし近年は、高齢化や担い手不足により山林管理が十分に行き届かなくなり、これが鳥獣被害の一因と考えられます。こうした背景を踏まえ、鳥獣被害対策として里山林整備事業を積極的に進める必要があります。特に、農業法人や新規就農者が農閑期である冬に里山整備に取り組めるよう、仕組みづくりや支援制度の検討が求められます。

また整備の対象としては、「農地に隣接する森林」や「農地沿いの道と隣接する森林」で、奥行が10m以上、かつ延長が100m以上ある地域に加え、農業に不可欠な水路やため池など、鳥獣の通り道や隠れ場となりやすい農業関連施設も包括的に支援対象に加える必要があると考えております。そこで伺います。

(1)『鳥獣被害防止総合対策』については、確かに予算の増額はなされているものの、依然として深刻な被害が続いており、実効性ある対策が講じられているとは言い難い状況でございます。このままでは、農業の継続が困難となり、離農の加速や新規就農者の減少といった地域農業の衰退につながりかねません。町として、こうした状況をどのように認識し、具体的にどのような支援策を講じていくつもりなのか、現在のような形だけの対策では、農業現場の信頼を失いかねませ



ん。町として、責任ある姿勢で状況をどう捉え、今後どう対応するのか、具体的かつ明確にご答弁願います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 上本 剛議員の里山整備と支援体制の強化はいかにかのご質問にお答えをさせていただきます。この鳥獣被害対策については、これまでもいろいろと進めきたところでございますが、まだまだ対応が足りてない旨は議員おっしゃられるとおりでと思っております。特に先般議会にもお話させていただきました道路のほうへ石の大きなのが飛び出ている状況ございました。夜間にやはり活動するということが多くございまして、早朝出勤のときに霧等出ているとなかなか前方確認しにくいということで危険な状況がございます。そういったこともあり、各地域でも総会等でもそういったところ気を付けていただく旨をしっかりと話すべきと私も考えておりまして、先般、特に現場となった大見の地域ではお話をさせていただいたところでございます。

また先般も聞いたんですが、2日連続でシカに車を壊されたということで、それも大破したということで、まさか連続であるとは思わなかったということで、急に飛び出しがありますので、そういった点も注意が必要だというふうに思います。これまで多くの被害がありまして、実は私も昨年は大きな被害を受けたところでございます。ほぼ壊滅状態の田んぼ、ひと町が2反くらいあったんですが、何度対策をしてもどうしても入りたがるんですね。その田んぼに。金網でも一生懸命竹を切って、孟宗竹を切って横にやっているんですけども、弱いところをねらってやはりやるようになってます。まだほかにもたくさん入りやすい田んぼはたくさんあるんですが、そこをねらってくるということで、やはり習性化というかですね、そういった日頃から対応が私もできてなかった田んぼは向かってくるんじゃないかというところを認識したところでございます。

議員、この鳥獣被害の増大についてはご指摘いただいたように、重く受止めるところでございます。従来のイノシシに加えシカの被害の増加が著しくなっております。イノシシ対策ベースの侵入防止柵では十分な効果が発揮できないということで、先般他の議員からも2m柵のほう提案もいただいたところでございます。

これまでに、「野猪等被害防止対策事業」については、多くの方が自らの財産でございまして農地を守るために利用され、侵入防止対策事業に取り組んでいただいております。

また、集落ぐるみで実施する国の「鳥獣害防止柵設置事業」は令和6年度で4地区、令和7年度につきましても4地区設置予定とし、まとまった実施延長による包囲的かつ実効性ある被害防止に取り組まれているところでございます。

今後においても鳥獣の捕獲と併せまして、侵入防止対策を継続しつつ、里山整備を含んだ生息環境や出没環境に呼応した対応への支援を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） ご答弁では鳥獣被害の深刻さと各種対策についてお答えいただきましたが、一方では、現場の声として、これ以上被害が続けば耕作の持続自体が困難だという切実な訴えもあります。そして、せっかく私質問したので、町としてこうした被害、農業の継続困難、山際の田んぼはもう植えないとか、そういうだんだん減ってきているとか、離農の加速、もう農業をやめたいという方、新規就農者の減少、世羅町にいても、イノシシとかシカに荒らされるので行っても駄目だという減少といった地域の衰退につながる可能性について、どのように町は捉えているのか。お聞かせください。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 議員がおっしゃいますように、現在、鳥獣被害によりまして、農作物ができないというお声はかなりの数を聞いておるところでございます。確かに、どの地区におかれましても高齢化が進みまして、若い人がいない。これにつきましては先ほどもお知らせしましたが、猟友会の方についても同じことでございます。かなりの方が高齢化をしていると。継続が難しいということはお聞きしております。そこで町としまして今までやっているのは、先ほども答弁でありましたように野猪被害防止対策、いわゆる自分でネットを張るということでございますが、こういったところへの補助金の支出。これの県なり国のもありますが、町はまた独自で細かいものもできるような対応をとっているところですよ。

今後じゃあ、どうすればいいかということでございますが、これも先ほど回答しましたが、今県のほうへですね、テゴス事業ということがあります。これは当初ですね、各地区へ支援員を配置をするという事業でございましたが、これだけではただ単に防止ネットを張るといった指摘をするぐらいのことだったんだと思いますので、これが今言いました、GISを使った作成、地図上の作成とか、

そういったところに事業がかなり広がってきているところでございます。先日も県のほうが新たにこういった鳥害獣の被害についての新しい部会を立ち上げるとお聞きしましたので、そちらへも参加をしまして、そういった情報をいただき、それを地元へ返していくということを考えていこうと考えているところでございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 鳥害獣については先ほど同僚議員もしっかりと質問して同じ答えしか返ってこないと思いますので、ちょっと今から目線を変えて質問させていただきたいと思います。

少しちょっと余談にはなるんですが、皆様、ふるさとというものをちょっと考えてほしいなと思ひまして、世羅町も「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」というようなキャッチフレーズがございますが、私、このキャッチフレーズ少し違和感を覚えておりまして、詩人の室生犀星という方は「ふるさとは遠きにありて思うもの」と言われております。僕もそう思うんですね。東京のほうに行って、ふるさとは、世羅町はあったなみたいな感じで思うんだなと思います。ですから、世羅町に人が増えるのではなく、思う人が増えるばかりだというふうにこのキャッチフレーズは思っておるんです。もし、ふるさとの定義が小さい頃から住んでいた場所というのであれば、ちょっと思い出してほしいことがあります。思い出してほしい風景があるんです。たとえばこの季節、学校に通学していたときに見ていた田んぼの風景、風にそよぐ緑の苗がざわざわざわと音を立てているような風景でございます。昔なつかしの風景でございます。あれから30年経った今、今の風景はどうでしょうか。田畑は柵に囲まれ、植えたばかりの苗はシカに柔らかい先端を食べられ、まるで芝刈りをしたような状況でございます。せっかく植えた苗が食べられるというのはものすごく腹が立つことでございます。そこで、今と昔何が違うんだろうと考えたときに、山の管理、特にバッファゾーンの有無があると私は考えております。バッファゾーンがあることによって、動物が出てこないということだと思っております。山林を整備して風が通る隙間を作ることで、猛禽類が住み着き、イノシシやシカの子どもを襲うことで数が自然に減少します。その結果、動物たちは山の中の食べ物だけで生きていけるようになり、里には出てこなくなります。美しい景観や、昔の故郷の風景が取戻せるんじゃないかと私は思っております。そこで次の質問にいきます。

（2）田畑の保護を目的とした里山林整備事業に関して、農業に不可欠な水路

やため池など、鳥獣の通り道や隠れ場となりやすい農業関連施設についても、事業の対象に含めるべきと提案します。

併せて、一度里山林整備事業を終えた場所に対しても、引続き活動できる体制づくりの提案します。この点について、町としての見解を伺います。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 2点目の「里山林整備事業に関して農業に不可欠な水路やため池など農業関連施設についても事業の対象に含め、併せて一度事業を終えた場所に対しても引続き活動できる体制づくりを」についてお答えします。

農業に不可欠な水路やため池などに隣接する森林につきましては、事業対象として検討していく必要があると考えおるところでございます。また、一度補助金を利用して整備された森林につきましては、鳥獣の隠れ場所を再び作らないため、管理を呼びかけながら、一層のバッファゾーンの充実を促してまいりたいと考えているところでございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） せっかく聞けるチャンスがありますので、しっかりと突っ込んで聞きたいと思います。3点ほどお聞かせください。ご答弁では水路やため池、隣接する森林を事業対象と検討していく必要があるというふうに聞かせていただきました。ありがたく思っております。いつ頃までに方向性を定める予定か。具体的な進め方について伺います。また、整備後の森林について管理の呼びかけを行うということですが、所有者や地域だけに任せるのではなくて、町として継続的なフォローアップや支援体制の構築を図る考えはないのかをお聞きします。併せて、バッファゾーンの充実という方針が今後施策や予算措置にどう反映されるのかも具体的にお示しいただきたい。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 議員のご質問のまず第1点、いつまでにこういったことを考えるかということですが、これにつきましては、いつまでというのは私の考えでは早急にということですが、今年度中にできるかどうかというのはちょっとわかりません。先ほどもありましたように、ほかの現場も見て、また現場の方の声を聴く。また猟友会さん等でもご相談をさせていただく。それから、先ほど来あります検討の情報をいただきながら考えていくところ

が必要と考えるので、これにつきましては早急に情報収集をしたいと考えておるところでございます。

2点目の整備後の管理でございますが、これにつきましては議員のおっしゃるとおりだと、全くそのとおりだとは思いますが、現在これにつきましては2回目の補助金を出すということにつきましては、コストの面が今、非常に高いということがありますので、今のところ2回目の整備につきましては考えてはございません。

それから3点目バッファゾーンにつきましてはですけど、このバッファゾーンにつきましては、私が個人的に思っているところでございますが、確かにバッファゾーンは必要であると考えますが、シカなりイノシシもかなりこれについては警戒心がなくなってきたのかなというところも思っておるところです。と言いますが、先ほど来ありますように、通勤時、また夜中、道にもシカが出たりしますが、なかなかシカは逃げないという状況があります。人目についても逃げないという状況があると思っております。ただじゃあ、やらなくてもいいのかということではございませんので、これにつきましても併せて県なり、他の関係団体から情報収集しまして、今後考えていきたいと思っております。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 一度バッファゾーンを終えたところは今のところ考えてないというお答えでしたが、さすがにそこは突っ込んでもう一度きれいに継続してきれいにできる状況にしてほしいんです。なぜなら、山というのはすぐ元に戻ってきますので、そこをやめるとなかなかまた最初からきれいにしていかなくちゃいけなくなりますので。前述したように、猛禽類が、鳥がですね、フクロウとかタカとかがですね、肉食の鳥が住み着くようになると、小さなイノシシ、シカ、赤ちゃんの頃とか、小さい頃、攻撃して襲って食べたりします。そうすると自然に数が減ってきますので、だんだんだんだん減ってくるんじゃないかというふうに私は考えておりますので、山をきれいにするというのをしっかりと今から聞いていきたいと思っております。

では3番目にまいります。農業法人や新規就農者の方々が冬の農閑期を活用し、里山林整備活動に主体的に関わることは、大変意義深いものと考えております。農業者がより積極的に活動に参加できる体制を整え、安心して冬期の里山林整備に取り組むようにするためには、町として農業者が積極的に参加したいと思えるような具体的かつ充実した支援策の整備が不可欠です。現状どのような課題を認識し、今後どのような方針でこれらの課題に対応していくお考えか伺います。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 3点目の「冬期の里山林整備に取り組めるような具体的かつ充実した支援策の整備は」についてお答えをいたします。

集落里山林整備事業につきましては、これまで実施されている状況をみますと、農繁期が過ぎた秋から冬に取り組まれる方がほとんどでございます。夏場の草木が生い茂った時期より農閑期のほうが取り組みやすいと思われれます。

施業地における落葉樹・針葉樹などの山林特性により、施業時期の適期について分類を行い、事業採択や実施期間を改定する等の方策の検討を行いたいと考えているところでございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） ご答弁ではですね、施業時期の見直しについて述べられました。農業者が安心して参加するためには、機械の貸与、保険の整備、報奨制度など、より具体的な支援策が必要だと僕は考えています。

同僚議員も言っていたように猟をされる方の鉄砲とか、弾とかのお金のことも言ってましたが、山の整備もいろいろとお金がかかります。保険等々は入れ入れとは言われるのですが、大型の機械で素早くやりたいんですよ。そうするとレンタル料とかの補助とか、もっと言うと報奨制度、もう山をきれいにすれば儲かるんだというような形にすると、どんどんどんどん新規の方とか、法人の方もどんどんどん参加されていくんじゃないかと私は考えておりますので、そこの辺を町として、こうした支援の導入を検討されているのか、どうかを伺いたい。

また、農業法人や新規就農者への情報提供をですね、参加を促す仕組み作りについてどのように取組まれているのか、詳しくお聞かせください。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 今、議員がおっしゃられました支援について特にレンタルのことでございますが、これにつきましてちょっと私が今初めて聞いたところでございます。そういったご意見をいただいたということは、検討課題に挙げていくべきだと思います。

情報の提供の仕方でございますが、これにつきましては主には町広報を通じた情報提供、またたとえばでございますが自治センター等で研修等があればそちらへ出向いたときに鳥獣害被害に対してですね、研修等があればそういったところ

へ提供させていただいているところです。先ほど言いましたこのレンタルとかの  
ことにつきまして、これもまた他の市町にも聞きまして、うちだけでできること  
もあるかもしれませんし、今後検討したいとこれは思います。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） レンタル、機械の貸与ですけど、それがしていただけます  
と、山の整備というのは格段にスピードがアップします。そうすることによって  
危険も少なくなりますし、広い範囲で、どんどん進めていくことができますので、  
是非とも考えていただきたい。

報償のほうも考えていただければ参加する方々もたくさんおられるのではな  
いかと思いますので、是非ともよろしくお願ひしたい。

では、4番にまいります。鳥獣被害対策としての里山整備の必要性は年々高ま  
っております。実効性のある支援策を構築するためには、まず町内の一部地域を  
モデル地区として設定し、冬期の農閑期を活用して里山整備の支援を試行的に実  
施することが有効ではないかと考えます。また、現場をよく知る地域の皆様方か  
らは、実践的で創意工夫に富んだアイデアが多く寄せられる可能性があります。  
こうした住民主体の取組を促進するためにも、小規模でも柔軟に活用できる支援  
金制度を併せて設けることが、事業の広がりや定着につながると考えております。  
モデル地区の設定と冬期里山整備支援の試行、あわせて地域の皆様のアイデアを  
後押しする支援金制度の創設について、町のご意見を伺いします。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 4点目の「実効性のある支援策を構築するため  
には」についてお答えをいたします。

議員ご指摘の、鳥獣害対策は町の取組だけでは十分とは言えておりません。組  
織での取組の促進も大変重要と考えます。皆様からのご意見も伺いながら、今後  
の鳥獣害対策に活かし、有用な取組をモデルケースとして、町内にしっかり普及  
させてまいりたいとは考えております。

まず、集落里山林整備事業につきましては、全ての木を伐採すると日当たりが  
良くなり雑草が茂りやすくなる場合もあるため、大きい幹は残した下刈り、除間  
伐、枯損木の処理を行う事業となっております。野猪等被害防止対策事業と併せ  
ましてご活用いただくことで、風通しと見通しが良くなることでのバッファゾ  
ーンの確保と、侵入防止策の目視やメンテナンスが容易になると考えておるところ

でございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） ご答弁ではモデル地区についての直接的な言及がなかったんですが、町として今後モデル地域的な取組を意図的に設置、支援していく考えはあるのか。改めて伺いたします。

併せて地域住民や農業者などの創意工夫を活かした取組を後押しする、小さくてもいいんです。柔軟な支援金制度の創立について検討の余地はあるのかお聞かせください。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） まずモデル地区のことでございますが、これは前質問にありましたテゴス、県によるテゴスによりまして、現在侵入防止策の設置をしたところとか、被害発生状況を地図上に残すという作業をしていただいております。これを活用しまして、どういったところが被害が少ないか。そこにはどういったことをしているか。防止柵のやり方とか、状況にもよるとは思いますが、池があるとか、川があるとか、急な坂であるとか、そういった状況にもよるとは思いますが、まずそういった情報を持ちまして、モデル地区として、適正かどうか、そういったやり方が適正かどうかということをお聞きしたいと思います。

補助金等、支援金等につきましてでございますが、これは現在先ほど来言いましたが、予算の関係上、コストが非常に高いということもありますので、各いろんな事業しているということでございますので、今すぐここでやりますということとは言えませんが、全てを総合的にですね、併せまして、今後検討したいと思っておりますのでございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 検討ということなので、また今後の一般質問で検討の部分を抜粋してどんどん聞いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

やはり鳥獣被害というのがたくさん増えてきて、鳥獣による事故、鳥獣による農業の衰退等々が、もうすぐそこまでやってきております。人が鳥獣被害のためにいなくなるとか、新しくやりたくないとかいう言葉がいっぱい増えてきます。それとですね、観光の面に関しても、私の友達とかも三原のほうに住んでおるよ



うな人間が言うには、バイクで世羅町を回っているとシカが飛び出てくるから怖くて、よう行かないとか言われております。広島のほうから来たんだけど、高速降りたら怖くて走れないとかいうふうなことをよく聞きます。

私、昔、バレエやってたんですが、バレエを教えていたときに、ビーチボールバレーされている方々が言われていました。夜にビーチボールバレーの練習に行くんだけど、イノシシ、シカが出てくるので夜よう行かんと。だからもうやめたとかいうことを言われてます。

町長が掲げる5つの目標にありますように幸福とか健康とかありますが、だんだんだんだんそのことに関して、イノシシ、シカが飛び出てくるから危ないからということで、観光にも力がなくなり、皆さんのスポーツに対する意欲もなくなりということがだんだんと増えてまいります。そこで、観光も何もかも取戻すためには、山をきれいにしてイノシシ、シカがいなくなるようにして、昔の風景を取戻したいというのが私の今回の質問でございました。そこに関して、しっかりと鳥獣被害にかかるお金っていうものが、被害額がたくさん増えてまいりますので、それを減らすためにどんどんとお金を突っ込んでいただきたいというのが私の願いでございます。その願いを込めましてこの項の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議員おっしゃられるように、鳥獣被害によるさまざまな影響考えられるところでございます。議員がおっしゃられたように里山林整備、バッファゾーンの関係については鳥獣被害対策の係を作ったときに、バッファゾーンもしっかりやっていこうという意味合いで、まずは道路沿いをきれいにしたらどうかという、ひろしまのもりづくり事業もありますし、あとは田んぼに設置したところでの鳥獣被害を防ぐための目視ができる範囲での対策を行っていこうということで、二刀流でいろいろやってきたんですけれども、やはり道路沿いというのは飛び出たとしてもシカやイノシシが、回避できるような分だけバッファゾーン的に作っていく必要あるかと思っております、私も施策のひとつに挙げておりますように、できれば危険木であったり、そういった道路沿いのところをもう少し深刈りして10mくらい、今かなり道路からはみ出した部分しか対応できてない県道、町道ともですね、地域の方に委ねている部分もたくさんございますので、そこをもう少し柔軟に地域力を活用しつつ、また事業者のいろんなところもしっかり森林整備と併せたなかでやっていければいいのかなと。その出た材が道端においてあるのをよく見ていただいていると思っておりますけれども、これが

有価物にならないかなと思ってます。今各所でチップにされたり、パウダーにされたりして、田んぼ、畑に入れられるような。ただ松は油をかなり含んでまして、対応が難しいところあると聞いてます。雑木にしても昔は家でお風呂を焚くのに使ったりとか、薪をかなり山へ入って持って帰ってきた時代ありましたけれども、今は圃場整備にもあまり使われないうところもあります。できれば有価物としてさまざまなところへ活用できるように、たとえばモデル地域としてそういったチップにする機械であったり、そういったところを導入し、さまざまな危険なものを除去されたときに、現場に行ってチップにしたらどうかと私は思うんですね。いざ持って帰ってやるとなると大きなトラックもいますし、現場で切られたものをそこでチップにして袋に詰めたものを軽量な部分で軽トラで運ぶとか、なんかそういった展開できないかなというのを私も模索してまして、そういったところを地域が活力として、材がお金になるようであればなおさらいいわけなんですけれども。たとえばバイオマスをやられているところにそういったところが活用できたり、これは森林組合とか、さまざまな団体とも連携していく必要がありますし、特に危険な作業を伴います。先ほど言われたリースという部分が何を対象とするのかわからないですが、多面的であったり、さまざまな里山の国の事業があります。これらも購入費用が1年目が対象となる場合もありますので、そういった国や県の事業をしっかりと把握してそこらに手を挙げていくのもひとつの手でございます。なかなか今、募集が多すぎて予算が足りないという国の現状も聞いたところではあるんですけれども、さまざまなそういった予算も早いうちから把握しながら、町としてなかなか、世羅町にはなかなか森林整備をする場所というところがなかなかなくて、今の森づくり事業であったりして、地域を挙げてやるようなところしか今、ないんですね。今後においては人工林等々もしっかり進めていけばいいんですけれども、今の現状では保安林等が多すぎまして世羅町も、なかなかそういったところの対応のみがされているような状況でもありません。災害等にもならないような山の整備、そして水路等もしっかり塞いでしまつて、2次災害にならないような取組も町として必要ということで議員、さまざまにおっしゃっていただいた提言をしっかりと担当課においても検討課題として進めていければと思います。

○議長（高橋公時） 次に 「観光シンボル「天地花」の視覚的演出強化と広報展開の提案」 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 観光シンボル天地花について。世羅町ふるさと夢基金助成事業の中のまちづくり助成事業により、「道の駅世羅」への設置が採択されたアート作品「天地花」についてお伺いします。

この作品は、2016年4月3日に設置されて以来、世羅町の観光のシンボルの一つとして親しまれており、現在は18時20分から22時までライトアップされ訪れる人々の目を楽しませております。

そこで提案です。この「天地花」に対し、たとえばライトアップにセロハンなどを活用して色付けすることで、視覚的な魅力をさらに高め、観光PRの一助とすることができるのではないかと考えております。

こうした工夫を通じて、町が力を入れている観光の魅力をより効果的に発信し、あわせてマスコミやSNSなどを活用して広く町内外へアピールしていく取組について、町としてご見解を伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 上本議員の2問目でございます「観光シンボル「天地花」の視覚的演出強化と広報展開の提案」でございます。

天地花が設置してございます道の駅は、先般開業10周年迎えたところでございます。その際にこういった夢基金を活用して、地元の有志によります「天地花」の設置について要望がなされ、夢基金を通じて設置に至ったところでございます。これは1年後となったわけですけれども、杭谷一東氏の自身の一番大きな作品を世羅に持って帰りたいというひとつの願いのもとイタリアから船で運ばれてきた。これを分割して運ばれておりますので、かなりの費用かかったというふうにお聞きしているところでございます。「天地花」のみならずその周辺にあります大理石の作品等もその会を通じてほぼ寄贈いただいたような形でかなり広い範囲で景観をしっかりとよくしていただき、観光の一助となっているところでございます。

このライトアップの一般的な事例としましては、面的なイルミネーションや歴史的建造物群、景観をライトアップして、入場料等での収益につながるものを連想してしまうところでございますけれども、今回の「天地花」につきましては、道の駅のショップの閉店時間後、今議員おっしゃいましたように、「天地花」そのものについて「道の駅世羅」を印象づけるものとして、夜10時までのライトアップが実施されているところでございます。

「天地花」そのものは大理石の白を基調とした作品でございます。基本的には

現在のライトアップがベストであると考えておりますけれども、その照らす方向や照度など、更に映えるライトアップの可能性もあると考えております。

実は以前一度そういうことを私のほうから提案して、色を変えてみようということで、今の照射している照明の前にセロハンを置いたらどうかということは言ったんですけれども、普通のセロハンでは色が出ないといったところで、特殊な色合いのものを照明等でいろいろと町内でも頑張っているところの部分の板になるようなものを一度試しにやってみたわけですけれども、若干色がついたかなというくらいのところでは。本来なら玉を変えれば一番いいのかなと思うんですけれども、玉をいちいち変えるのも大変なので、実は4月の頭は障害関係者のブルーですね、これの色をやったらどうかという提案も町にもきました。7月には社会を明るくする運動、これはひまわりの色、黄色の色、これも他の市町でも行われているので、町としてシンボルとなる「天地花」であったり、たとえばお城へ向けてやるのも提案もされたことあるんですけれども、「天地花」が一番下にあるので、できやすいかなと思っておりますけれども。いろいろ照明器具等の関連もごさいます。安価にできることを模索をしておりますけれども、今後作者と設置者の意見をしっかり聞いてやらなくてはいけないというところになろうかと思えます。しっかり対応していきたいと考えているところでございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 「天地花」、道の駅にありますので、道の駅に関しては前も私一般質問でさせていただいて、そして今回も同僚議員の方が詳しくいい質問されると思いますので、道の駅に関しては私は今日はしゃべりませんが、道の駅世羅では限られたスペースで日々努力を続けておられます。狭小な売り場面積等々で一生懸命頑張っておられますが、町のシンボルである「天地花」をもっと活用して注目を集めたいと私は考えております。なんでかと言いますと、スカイツリーや東京アワーのようにイベントやメッセージに合わせて色を変えるライトアップを行えばテレビやラジオ、SNSを通じて世羅のPRにつながります。そしてまた西条の酒蔵の吸い玉のように、世羅ワインの宣伝などに地域の資源の発信に活用できるというふうに考えております。もしですね、緑と赤に色分けできて、「天地花」を照らすことのできるのであれば、10月の終わりから11月、もちろん皆さんご存じのとおり世羅高校が京都に広島県代表として走りに行くといふときにはそういう色づけをする。ワインができたというのであれば、吸い玉が茶色くなるように、ワインの色で照らすというふうになれば、テレビやラジオ、

そして議員の皆さんいろいろされてますSNS等々で発信していただければ、世羅町はこんなことをしているんだなということがしっかりとアピールできるはずなんです。今言われたようにセロハンを貼るだけでは無理なんだということであれば創意工夫をして何とか色づけをしていきたい。そういうことをやりたいんだということに関係各所に言っていただいて、しっかりとそういう世羅のアピールに力を入れたいんだということをしかりと行っていただければ設置者の方、作者の方もそれならいいよと言ってくれるんだと僕は信じております。世羅町のためだから、だったら頑張ってくださいということになるんだと思います。そしてなお、白を基調としたライトアップにこだわるあまりイベントやメッセージの発信が難しいのであれば「天地花」がシンボルとして役割を十分に果たしていないということが言えると思います。シンボルとして役割を十分に果たしていないのであれば置き場所も道の駅でもなく、どこでもいいんじゃないかと思えます。道の駅にあるからこそ、世羅町の玄関口ということでシンボルマークになっている。基本的な設置の意義を再確認しつつ、より有効な活用方法を検討していただければというふうに願いを込めて私の質問を終わります。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 上本議員から天地花につきましていろいろな貴重なご意見、アイデアをいただいたところでございます。まず設置場所、そういったところにつきましては、先ほど町長からもご答弁申し上げましたように、設置当初にいろいろな議論を経て、また作者のお気持ち、そういったところも踏まえて杭谷一東後援会の皆様、町内の皆様からもご寄附をいただいたり、また夢基金事業を活用して設置いただいたものでございます。

このたびライトアップということでご提案いただきましたけれども、町内の夜間、また冬期の観光客誘致という面で夜間のライトアップ、そういったところは非常に有効な手段であろうというふうに商工観光課としてもとらまえているところでございます。この春には桜のライトアップ、そういったところも町内の農園では取組まれたところもございます。そのなかで、今のライトアップの傾向としましてはそのものの素材を活かすと、いかに引き出すかというようところがライトアップの主流となっている傾向がございます。そういったところで今回「天地花」につきましてもやはり素材の白、白の大理石、そういったところをしかり活かすということを取組んでいきたいというようにご答弁申し上げるところでございます。

色の変化によりますPRといいますか、そういったところは議員先ほど質問でも触れていただきましたように、東京スカイツリーや大阪城、錦帯橋とか、そういったところで取組まれているという事例は私どももこのたび調査をいたしました。そういったところは照明器具を光体をセロハンとかでなく、今、LEDがいろいろな色を演出することができますので、そういった形で時間や色合いを調整してされているところがございます。これにつきましてはなかなか費用の面もでございますので、今後の照明器具につきましては、どうしても耐用年数、そういったところがあると思いますので、更新の時期、そういったところには十分検討していきたいと思っておりますけれども、まずこのたびの議員のご提案の主旨としましては、しっかり光による演出、そういったところを観光に結び付けていけばどうかということでのご提案として受止めさせていただいているところがございます。

町内の冬期や夜の観光の集客に向けましては、ライトアップ、その手法は非常に有効であるというようにとらまえているところがございますので、今後いろいろな町内の観光事業者さん、観光の取組に向けましてこのアイデアをしっかりと活かしていきたいというように思っているところがございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 終わろうと思ったんですが、一言言わせてください。本当に照明器具の更新時期には色がつくように早くから関係各所にはこのことをしっかりと伝えていただいて、色をつけさせてくださいというふうな形でしっかりとやっていただきたい。更新時期になったときには言ってくださいね。私見に行きますから。色が変わるんだという形にできるようにしっかりと行っていただきたい。これで私の質問は本当に終わります。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 議員のご提案も踏まえまして、またそうは申しましても作者や設置者のご意見も尊重しなければなりませんので、早めに調整を行いながら、是非いい方向が導き出せればそのように進めていきたいと考えているところがございます。

○議長（高橋公時） 以上で8番 上本 剛議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は11時20分でございます。

\*\*\*\*\*

休 憩 1 1 時 0 8 分

再 開 1 1 時 2 0 分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 「D Xの推進は」 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） はい、議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問いたします。

項目1「D Xの推進は」質問の要旨でございます。

令和7年度予算ではD X関連の事業数が増加しており、取組が徐々に進んでいる印象を受けました。

事務のデジタル化やA I化が進むことで、職員は対面での相談業務やクリエイティブな業務など、人にしかできない業務により多くの時間を充てられるようになります。

限られた財源の中で効果的・効率的にデジタル化を推進するためには、計画的な取組が必要と考えます。事業単位の断片的な導入ではなく、全体として、アプリやシステムの互換性や拡張性を考慮しつつ、優先順位に基づいた導入を進めていくことが望ましいと考えます。

(1) 電子決裁システムの導入は

決裁の迅速化、ペーパーレス化、遠隔での決裁が可能となる電子決裁システムの導入は、業務改善において高い効果が期待されます。本町においても、こうした電子決裁システムの導入を検討してはいかがでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 佐倉議員の「D Xの推進は」のご質問にお答えをさせていただきます。

言われます電子決裁システムにつきましては町としても取組むべきと考えているところでございます。今、議会でもこういったタブレットでの議会でのいろいろな資料とか、議案もそうですけれども、そのうち執行部側も追いついていけるものと思っております。今、導入にあたっていろいろと手続きを行っております。決裁の迅速化となりますと、議員さきほどおっしゃいましたように出張先でも決裁が行えるということで、確かに迅速化にはつながっていると思います。

私も出張から帰るとかなりたくさんの資料が机に山積みとなっておりまして、かなり見るだけでもかなりの時間を要しております。これは実際電子決裁になってもページをめくっていろいろと中身は見ていくようになりますので、時間的なものはかなりかかるとは思います。私のところに来るまでにかかなりいろんなところで点検もしっかりしてくれております。しっかり決裁が迅速化するように努めていきたいという考えは持っております。

近隣市町においても、こういったシステムが導入されておるようでございます。しっかりそういったところも情報収集しながら前に進めていければと思います。

ただそれを担う基盤でございます。端末等の整備や既存システムとの調整、関係する規則や電子化された決裁資料の保存方法の見直しなどが必要となってくるわけでございます。また、決裁システムの構築、運用に伴う経費につきましてはこれまで以上に必要となることが想定をされ、費用対効果を踏まえたなかで効率的なシステムとなるよう、導入については慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 町長おっしゃったように県内でも導入自治体が増えてきていると思いますので、是非情報収集に努めていただきまして前向きにご検討いただきたいと考えてます。また、導入自治体と言いますと、広島県では早くから電子決裁導入されているかと思えます。町の職員の中にもですね、県に出向されたときに実際に電子決裁を使われた方もいらっしゃるかと思えます。たとえば総務課長、県に以前出向されていたというふうに伺っておりますので、是非そのときの電子決裁システムの利便性ご存じかと思えますので、またそういったところを現状の町の業務効率化にどういった課題があって、どういったことにつながれるかなど、そういったご感想を共有することで参考になるかと思えますが、いかがでしょうか。

○総務課長(升旗真路) 議長。

○議長(高橋公時) 総務課長。

○総務課長(升旗真路) 県に出向していたということでどういった利便性等があったかということのご質疑でございます。私が行っていたのは平成18年ということで、かなり前の話ではございますが、そのときからすでに決裁システム、また出張命令、そういったものについてもすべて電子化をされておりました。特に出張につきましては一度それをやり終えた後、出張から帰って復命をして、そ



うすればすぐに出張旅費が振込まれるといったような形で、かなり迅速な形で当時行われていたというふうに記憶しております。当時のシステムから申し上げますと現在はかなり県のほうも進化をしているんじゃないかと考えております。併せて前職、私が企画課長のときにもこういったシステムの導入については、しっかりと前向きに検討するということでご答弁をさせていただきました。そうしたなかで、以前にも議員からのご質疑があった後に、副町長やいろいろと当時の企画課の中でも話を進めております。そうしたなかでできるだけ早くこういった電子化を進めていくことによって職員の業務等もかなり効率が上がってくるんじゃないかというふうに考えております。私も今、総務課のほうへ変わりましたとにかくハンをつくのがすごくたくさんあります。各職員の出張命令等が総務課長決裁ですので、こういったものもかなり来ておりまして、そうしたものもできるだけ早く処理をしなければいけないということになっておりますので、こうしたことも今後このシステムを導入するにあたりましては、しっかりと先ほど町長の答弁にもございましたが、費用対効果、また経費等もしっかりとみながら企画課と進めてまいればと考えております。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 非常に参考になるご意見伺えたかと思えます。また先ほど町長、慎重にご検討いただくというお話だったかと思うんですけども、具体的に今年度見積もりをとるなどの対応していただけるという認識でよろしいでしょうか。

○企画課長(藤川道代) 議長。

○議長(高橋公時) 企画課長。

○企画課長(藤川道代) お答えいたします。DXの推進、電子決裁システムの導入についてのご質問をいただいております。具体的にどういったスケジュール感で進めていくのかというご質問かと受止めております。電子決裁システムにつきましては、先ほど来いろいろな話の中で、決裁スピードが上がるですとか、ペーパーレスという大変メリットがある反面、一方でなかなか全国の自治体においてもなかなかこの電子決裁システムの導入がなかなか進んでいない。また導入をしてもそのメリットを十分に生かしきれていないという事例もあるというふうにお聞きしています。電子決裁システムはメリットがある一方、紙での申請書のデータ化、まずはやはり決裁を進めていくには、そういった紙での文書をデータ化するですとか、そういったまずは時間や労力がかかる。また決裁に添付される

文書が、設計図面であったり、枚数の多い資料等である場合、視認性がかなり難しくなるといったデメリットもあるというふうに考えております。こういったところもしっかりと検証する中で進めてまいりたい。また先行的に進めておられる自治体の事例を見ながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 先ほどの質問は今年度見積もりをとるかどうかについての質問でございましたので。

○企画課長(藤川道代) 議長。

○議長(高橋公時) 企画課長。

○企画課長(藤川道代) 失礼いたしました。今年度具体的に見積もりをとるかというところにつきましては、先ほどのご答弁もさせていただきましたように、まずは他自治体の事例も参照にしながら、見積もりを可能な限り迅速にとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) では2点目の質問でございます。ビジネスチャットツールの導入は。

近年、ビジネスチャットツールは電話やメールに並ぶ標準的な業務コミュニケーションツールとして、民間企業をはじめ地方自治体でも導入が進んでいます。

たとえば、鈴木康友静岡県知事が浜松市長時代に進めた「LGX(ローカルガバメント・トランスフォーメーション)」、すなわち「デジタル化に対応した地方自治体の変革」においても、ビジネスチャットツールは重要視されています。その「LGXコミュニケーションポリシー」では、「チャットファースト」を掲げられ、「職員間の連絡は、原則、ビジネスチャットで行いましょう」と明記されています。

リアルタイムでの情報共有や、事業ごとのチャンネル管理が可能となることから、業務の効率化及び情報共有の円滑化に資すると考えられます。

本町においても、こうしたビジネスチャットツールの導入を検討してはいかがでしょうか。

○企画課長(藤川道代) 議長。

○議長(高橋公時) 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 2点目の「ビジネスチャットツールの導入は」について、お答えいたします。

議員からお示しいただいたビジネスチャットツールについては、情報交換の場として、自治体においても全国的に活用事例が増えております。

町では、国が開設しております「デジタル改革共創プラットフォーム」や広島県から貸与されたアカウントを元に、県内の情報に関わる職員が参加する「LOGO（ロゴ）チャット」に企画課の職員が試験的に参加し、デジタル化に関することや自治体が抱える課題等について情報共有を行っております。

こうしたビジネスチャットツールは、リアルタイムで意見を交わすことができる便利なツールである一方、一つの議題ごとに集められた返信の一覧であります「チャンネル」において、情報交換があまり行われていないチャンネルもあるのが実情としてございます。

また、他自治体のチャットツールの導入状況においては、職員や支所・分庁舎の数が多いため、職員間のコミュニケーションが取りづらい事情を抱えた市町村において活用例が多いものと認識をしております。

町では既に使用しております、スケジュール管理グループウェアにおいて、複数の職員で意見交換が可能な機能を備えている部分もございますので、チャットツールの導入については、費用面を含め、既存のグループウェアの機能も検証し、検討する必要があると考えております。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 今、ご回答いただきました内容はですね、私としては機能や効果を正當に評価されていない印象を受けました。まず先ほど例として出されましたロゴチャットについてなんですけれども、これはトランスバンク社が提供するビジネスチャットツール、固有名かと思うんですけれども、いくつもビジネスチャットのベンダーから出されておまして、私はこのロゴチャットを推奨するという立場ではないんですけれども、このトランスバンク社がWEB上で自治体の全庁的に導入された効果を検証しておまして、その内容によりますと、導入した自治体で平均職員1人あたり98時間業務削減がされたという結果が出ております。98時間と言いますと、1人あたり年間約12日、業務の空白の時間が作れるという非常に効果はあるのかなというふうに受止めてます。世羅町の場合、職員が約200人、会計年度任用職員を含めると200人以上になるかと思うんですけれども、単純に200人で計算しますと、1万9600時間年間削減できるというこ

といなるかと思えます。これを職員数に計算しなおすと、約 10.5 人です。10 人強の職員が簡単に言うとは雇えるみたいな効果があるということですね。ビジネスチャットというのは比較的費用の安いツールだと認識しておりまして、私個人でも使ってますけれども、サブスクで数百円なんですね。なので費用対効果としては高いツールかなと思えます。勿論法人用とか、セキュリティのこと考えると割高になる可能性もあると思えますけれども、現実的なコストではないかと思っております。今のは行政で取入れた場合の例で、民間企業で導入したほうがより効果が高いというふうに考えておりまして、たとえば前回に続きまた引用させていただきたいと思うんですけれども、クロスリバーという会社の越川慎司さんという方が「More with Less」という本を出されているんですけれども、この方はもともと NTT で働かれてまして、そのあとにやめられてアメリカのマイクロソフト本社で働かれてまして、パワーポイントですとか、エウセルの責任者を務められたということです。この方は自分自身が天才型ではないということで、努力型ということでかなり一生懸命働かれたということで、働きすぎて精神疾患になってしまったということで、それをきっかけにご自身で週休 3 日制の会社を作られて、大体 10 年くらい前ですね、週休 3 日制でその会社を約 10 年間右肩上がりに利益を出し続けられております。そのノウハウがこの本に示されているんですけれども、そのなかでもビジネスチャットツールをかなり重要視されておりまして、ビジネスチャットツールを導入して報連相の時間を削減するとか、会議の時間を削減するといったことで週休 3 日制というのを実現されてきていらっしゃると思います。このビジネスチャットは簡単になぜ効果的なのかと言いますと、ビジネスチャットというのはメールのように時候の挨拶とか、何々様とか省略するんですね。自分の連絡先とか、いきなり本題から入って、そういったところもちょっとしたところなんですけれども業務の改善につながっています。また普段から係りの中でたとえば係員とか、係長がやりとりしているのをチャットで行っていれば、たとえば会話のグループに課長も一緒に入っている。コメントは実際にしないけれどもただ入っている。会話のやりとりも見ているんですね。そういったことでリアルタイムで情報共有されている。なんかトラブルがあったときにもすぐに情報共有、トラブルが起こったときには経緯をまとめるということも時間がかかると思うんですが、すぐに情報共有できて、トラブルの課題にもすぐ対応できるということもあるんです。また別の部署のチャットも検索して閲覧できるように、勿論鍵をかける機能もあるんですけれども、現在傾向としては、職員 1 人 1 人に依存した俗人的な業務というのが進んでいる傾向にあるかと思

うんですけれども、それも避けられるなどのメリットがあるかと思えます。

先ほどのご回答いただいた中で確認させていただきたいところもありまして、たとえば情報交換の場として自治体においても全国的に活用事例が増えているとおっしゃったんですけれども、これはあくまでもビジネスチャットの機能の一部でありまして、業務のやり取りに効率化につなげるといった点では、情報交換の場というよりは普段の業務連絡とか、資料共有とか、仕儀の伝達とか、意思決定など、さまざまな活用が想定されています。意見交換も使うことができるんですけれども、たとえば今のAIの活用方法はこういったノウハウがあるのか。そういったノウハウを蓄積するなどの機能はあるかと思えます。先ほど言われたチャンネルで情報交換されていない事例があるをご指摘いただいたんですけれども、これは活用方法の問題でありまして、ツールそのものの有効性を否定するものではないかなと思えます。たとえばこのビジネスチャットというのは業務ごとに作成する会話のグループということなんですけれども、これはプロジェクトとか、部署単位で作られることが多いんですけれども、イメージとするとラインのグループチャットみたいなイメージで、ラインって仕樣的にメッセージのやりとりのないもの、直近のものから上に上がる仕様になっておりますので、やりとりのないものはどんどん下に下がっていくというような仕様になってるかと思うんですけれども、そのことをご指摘されていらっしゃるのかなと思うんですけれども、これが一体どういう実情なのかなというように疑問に思いました。それはデメリットではないんじゃないのかなと思えます。規模の大きいところで導入が進んでいるというお話もあったかと思うんですけれども、世羅町よりも規模の小さい自治体でも導入進んでおりまして、私も個人事業やっておりますけれども、メールや電話やファックスのようなどちらかという性質のツールなので、規模は関係がないかなというふうに考えています。いろいろビジネスチャットについて認識にギャップがあるかなと感じておりますので、是非この部分は再度リサーチしていただきまして、再度評価していただきたいと考えていますがいかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。議員からご指摘さまざまなご意見を頂戴したところでございます。おっしゃられますように現代の私たちにとってラインであったり、ツイッターであったり、そういったSNSということが普及をしているなか、すぐにいろいろなやりとりができるこのビジネスチャットとい

うのが大変有効であるということで、こういったビジネスチャットの導入というのが民間企業であったり、自治体での導入が進んでいるものと私も感じております。

また議員おっしゃいましたように、メールや電話への抵抗感と申しますか、メールであつたらまずは挨拶を書いてというところから始めたり、電話でもなかなか思った時間につながらなかつたり、相手のことを考えたら今、電話していいのかなといったようなところもあるかと思いますが、ビジネスチャットということでの会話ということになりますと、そういったところの改善ということが期待できるのではないかというふうにお聞きしながら思ったところでございます。確かにビジネスチャットについてはそのほかにもいろいろな面でのメリットがあるというふうに感じておりますが、今現状、大変世羅町という小規模な自治体の中において私も日々のいろいろな企画課3係ございますが、各係の業務の進ちょく状況であつたり、日々起きていることについては、顔を合わせながらさまざまに報告をしていただき、意見交換ということを行っているところでございます。先ほどの答弁にもありましたように、現状世羅町としては職員の少ない世羅町ではこういったビジネスチャットについてはなかなかメリットを感じにくい。職員間のコミュニケーションという部分については感じにくい部分があるのかなというふうに捉えているところでございます。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 特にビジネスチャットについては使ってみてメリット感じる部分がありますので、なかなか使う前からですね、ビジネスチャットの有効性というのは感じにくいところもありますので、客観的な例でも参考にしながら是非前向きにご検討いただきたいと思いますと思うのと、先ほど電子決裁のときもお聞きしたんですけれども、見積もり等とっていただきご検討いただきたいと思いますというところと、既存のグループウェアの検証とおっしゃったんですけれども、私自身も使ってみましたけれども、ちょっと性質が違うのかなと思うのと、これまで10年以上使ってきて実際そういったチャット機能が頻繁に使われていないというところをみると、ニーズに合っていないのではないかなというところはありますので、是非前向きに検討していただきたいと思いますと思います。

続いて質問の3点目でございます。既存の会議の見直しを。

デジタル化を推進するにあたっては、既存の会議についても併せて見直す必要があると考えてます。

たとえば、課長会議や選定委員会などにおいて、ビジネスチャットなどを活用し、効率的な会議運営のモデルを構築することができれば、全庁的な業務改善の模範となり得ます。既存の会議の効率化に向けた今後の取組についてのお考えを伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 3点目の「既存の会議の見直しを」について、お答えいたします。

令和7年度におきましては、町議会におけるデジタル化に対応するため、議場内での持ち運びが容易となる町職員用端末を調達するとともに、審議資料等をペーパーレスで議員の皆様と共有化できるよう、準備を進めているところでございます。

また、今年度、福祉課におきましては、国や県の補助金を活用し、「介護認定審査会」のデジタル化の準備を進められているところです。これまで、紙媒体を利用し対面で行われていた会議について、配布資料の電子化、審査委員へのタブレット配布など、運営の方法が大きく変わるものであると認識しております。この審査会のデジタル化については、多くの町民や有識者を招聘する会議等における効率化が図れる先駆的な取組となるものでございます。このような好事例を積上げる中で、議員からご指摘いただいた既存の会議の効率化につないでまいりたいと考えております。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 私としては質問としては、課長会議とか、選定委員会といった内部的な会議をビジネスチャットにより効率化できないかという質問だったんですけれども、その点はいかがかということに改めて伺いたいのと、好事例として町議会におけるデジタル化及び介護認定審査会のデジタル化を挙げられたんですけれども、現段階では準備中のことなので好事例と評価するのはやや気が早いのかなと思ったんですけれどもいかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。議員のほうからビジネスチャットの利用を想定した既存の会議の見直しということでお話をいただいたところでございます。先ほどのご質問にもありました。また答弁の中でもお話をさせてい

ただいたところではございますが、ビジネスチャットの利用というのは、私も議員おっしゃいますように大変便利なものという認識はしているところがございます。会議前に資料の共有が容易に図れたり、また参加者の意見収集がその場で容易に図れるというようなこと。リアルタイムでその場で可視化ができて議論がしっかりできるというようなこと、そういったところがひとつのいいところじゃないかというふうに感じているところではございます。

ただ、現時点で町として考えておりますのは、まずはこの議会においてこのタブレットの持込みによる資料の共有であったりというようなところで、まずは進めてまいりたいというふうに考えているところです。

なお、介護審査会における好事例といったところは、そうですね、少し勇み足だったかもしれないんですが、そういったところを今年度予定をしているというところでお知らせをさせていただいたところではございます。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 私がですね、課長会議や選定委員会という具体的に挙げさせていただいたのは、これらの会議はとても重要な会議であり、模範となりえるからというところで挙げさせていただいたんですけれども、具体的に、先ほど越川さんのことを参考に出しましたけれども、この本の中で民間で言うと経営者会議は業務改善の大本命と言われておりまして、それが世羅町では課長会議にあたるのかなと思っておりまして、この課長会議ですね、課題が私は参加したことないんですけれども、客観的に見ていて課題が何点かあるかなというふうに考えておりまして、たとえば、課長会議というのは、内部の会議なので、簡単に説明しますと世羅町の執行部の方が、幹部がお集まりになり、月に1回の定例会議なんですけれども、参加者は町長、副町長、教育長、そのほか全課長、遠くはせらにし支所から支所長も参加されるということです。せらにし支所から移動して参加するということは移動時間の課題があるかと思います。もうひとつ、そもそもその会議必要なのか。必要性の課題があるかと思います。3点目は議事録作成の課題があるかと思います。同じ会議なのに、私の見る限り各課長が部署に戻ってご自身で整理されて、場合によってはきれいに議事録を作成されて、部署で共有されているんですけれども、同じ会議をそれぞれがまとめられている。これ、非効率かなというふうに考えておりまして、これをたとえばですね、ビジネスチャットでどのように改善できるかと具体的に申し上げますと、その会議の日を月に1回決められていると思うんですけれども、もし資料など何か各部署で共有された



いことがありましたら、リアルタイムでビジネスチャットに共有すると。これまでの1か月ごとに共有するといったのがリアルタイムで共有されると。迅速化されるかと思います。必要性の課題として、その決められた定例の日の24時間前までに協議することがなければ、会議を開催しないという取決めにしておけばそもそも集まる必要がないので移動時間の課題も解決できるかと思います。実際ある課長にお聞きしますと今回集まる必要あったのかなと実際にお聞きすることもあります。恐らくそれって情報共有だけの会議になっていたのではないかと。この本の越川さんもですね、ほとんど経営者会議というのは意思決定の場であるはずなのに、ほとんどが情報共有の場になっているというのが調査でわかっているんですね。ですので、そういった必要性の課題をビジネスチャットで改善するという方法もあるかと思います。

また議事録作成の課題についても、そもそも会議を集まってないので、議事録もチャットで共有されているわけなので、ビジネスチャットというのはその会話を職員が自由に閲覧できるというようなこともありますので、それを見てもらうというだけで済むので議事録を作成する必要性がなくなるというような改善が図れるかと思います。勿論重要な内容ですと、鍵をかけることもできますので、見れないようにすることも可能です。

あともう1点、選定委員会の課題としましては、基本的に選定委員会も内部の会議になるかと思うんですけども、設置の目的と言いますと、執行起案の決裁がとれたという、この事業を誰に見積もりを依頼をするかというのを選定する会議かと思うんですけども、実際はですね、その事業内容についての質問が大部分を占めているんじゃないかなと思います。まずこういった趣旨に基づいた会議を運営するということが大事かなと思います。またこれ2週間に大体1回くらいの会議開催されているんですけども、スケジュールとしては1職員あたり3分くらいのスケジュールで進んでいくんですけども、先ほど申しあげましたように業者を選定するという以外の内容の質問も出てきますので、3分の予定が30分とか、40分とかかかる場合もあるんですよ。そうなったときに次の順番の人が全員が順番待ちでその間何もすることができないという、そういう時間のもったいないなど、待機時間ももったいないなと思います。これをビジネスチャットを利用することによってリアルタイムで資料を共有して、各委員の方がビジネスチャットの内容を見て、極端な話、OKがわかればいいわけなので、いいねとかですね、極端な話ですよ。あとで処理の整理はいるかもしれないですけども、そういった対応もすることができるかと思います。2週間ごとの開催というのは

結構事業の進展に影響が大きいかと思ひまして、たとえば中学校の何か工事をするときには音がうるさいので、夏休み中にしようと思ひていたけれども、この2週間ずれただけで次は冬休みといつて大幅にずれる可能性もあるので、是非2週間ごとではなくてリアルタイムで開催、現状でも仕組み的には持ち回りとかもできるというふうにされていると思うんですけれども、普段から使いやすいような会議運営をしていただきたいなというふうに考えています。規約の改正なども必要になってくる部分もあるかと思ひますけれども、新しい時代に、新しいツールを活用した新しい仕組みの構築のご検討をしていただければと思ひます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私より会議のあり方、そしてその位置づけについてご質問いただきましたので、お答えをさせていただきますと思ひます。議員本日ご質問、またご示唆いただきますようにDXにつきまして時短であるとか、工数を減らし、そこで生まれた時間をほかのクリエイティブな時間につなげていく。それはご指摘いただくとおりだと感じております。そのなかで今ある既存のグループウェア等々を使いながら現在使っていくことも担当課において考えておるところでございます。

当町が導入しておりますグループウェアの中にまだ使い切れてない領域、ワークフローの機能であったり、そういったところを駆使することにより、また服務規程等をしっかりと確認する中で、口頭で処理を済ませてよい業務もございまして、また課長専決で処理ができるようなものもございまして。今担当課またいろいろな課長との面談等も行いながら、省略するところはないか。それをDXなり、現行のシステムに組込むことができないか、そういったところも検討しておるところでございます。

そういった日頃の業務については改善でき、また他の手法がとれるところはしっかりと努めてまいりたいと思ひう中で、課長会議、またもう1件の選定委員会の庁内委員会についてもご質問をいただいたところでございます。まず課長会議の状況につきましても、ご質問いただいたところでございますけれども、課長会議につきましては、定例で月1回を目途として開催をしております。ご指摘いただきますように、離れた部局もございまして、その移動時間というのはやはり短縮、そして省略をしていけることが望ましいところではございます。しかしながら、この課長会議の内部におきましては、いわゆる膝付きで顔と顔を見ながらこれからの施策なり、当面の1か月先の動きについて議論を交わす内容もござい

す。

ご指摘いただきますように議題がない場合は、どのように扱うか、そういったところはやはりDXなりグループウェアのメッセージボックスを共有する中で、省略できるところは省略していくことは必然として受止めてまいりたいと存じます。

内容によりまして、課長級でしっかりと吟味をし、後に延会議題とする場合等々もございまして、その情報の扱いについては全部にですね、行き渡らせることが適切でないものもございまして。この部分につきましては時短を行いつつ、まだ結論が出ないものについては、グループウェアにファイル等を掲載しながら、コメント期間を設けて、時間を省略していく。そういった形で臨んでおるところでもございまして。内容をしっかりと見極めながら、対面して行うべきものと、省略また電子化できるものとししっかりと整理をしてまいる課題として受け止めさせていただきますと存じます。

続いて選定委員会等でもご質問いただいたところでもございましてけれども、この内容につきましては事業を執行するうえで、その後の事業執行に関わります根幹の部分、選定する者を定めるときの細かなこれまでのその者の状況であったり、能力的なところを、直近の情報を担当課から聴取をする場合もございまして。時間が有するところにつきましては、ここ最近にございまして、次回の継続案件等々にしまして一定の時間を区切って、またあるいはその会議の集団に順番を入れ替えるなどして説明員のスケジュールについては、大きくは狂わないように心がけて運営をしているところでございまして。担当を含め各課から説明員として出席する職員の説明、OJTの部分も少し加味をしながらしっかりと対面の会話を続ける中で、ご指摘いただきますように時間を縮め、そして後のファイル送付等で電子的に済むものは改めてしっかりと検討してまいりたいと存じます。

○議長（高橋公時） 2番佐倉悠希議員、2項目のうち、1項目を終了いたします。ここで昼休憩といたします。再開は13時、1時でございます。

.....

休 憩 12時00分

再 開 13時00分

.....

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き2番 佐倉悠希議員の一般質問を行います。

次に「A X (A I トランスフォーメーション) の推進は」2 番 佐倉悠希議員。

○ 2 番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2 番 佐倉悠希議員。

○ 2 番(佐倉悠希) では午前に引き続き質問させていただきます。

項目 2 「A X (A I トランスフォーメーション) の推進は」。質問の要旨でございます。日本では、少子高齢化の影響により、2040 年には深刻な労働力不足が懸念されています。こうした課題に対応するため、総務大臣が主催する「自治体戦略 2040 構想研究会 第二次報告」では、A I やロボティクスを活用した「スマート自治体」への転換が提唱されており、その中核をなすのが A X です。A X とは、A I を組織や業務に本格的に導入・活用し、行政のあり方そのものを変革する取組を意味します。

また、「労働力が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員数でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要」と指摘されています。このような背景を踏まえると、今後は A I を理解し、使いこなせる人材を中心とした組織運営が求められる時代が到来すると考えられます。

こうした認識のもと、本町における A X の推進についてのお考えを伺います。

(1) A X の現状と計画は

本町における A X の取組状況と今後の取組について伺います。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(高橋公時) 町長。

○町長(奥田正和) 佐倉議員の 2 問目、A X の推進についてのご質問にお答えをさせていただきます。

近年はさまざまな場所で A I を活用したさまざまな事務事業等行われているところでございます。人材不足というか、人口減少によるものが多くあるのみならず、効率化を求めることで飲食店に行っても、すべてそういった注文、決済等々進んできているなど実感しているところでございますし、受付業務を大きな会社ではもう A I にまかせているようなこともお聞きするわけでございます。さまざまなものが A I とともにトランスフォーメーションへ進んでいるものと思います。

町といたしましては、A I の技術を活用し会議音声データ等を議事録に自動作成するシステムを導入してございますけれども、A I を活用した「変革への取組」につきましては、十分な実施には至っておりません。

今後につきましては、国や県の主催する会議や情報交換会を通じて情報収集に

努め、町として可能な施策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) AIを活用した「変革への取組」について十分な実施には至ってないと明確なご回答いただいたかと思うんですけれども、質問に対して全く無視されるよりは誠実なご回答かと思います。また議事録の作成へのAI活用について早くから取組まれていると受止めておりまして、これはすばらしい事例はないかと考えてます。ただより多くの職員がもっと簡単に自由に使えるような工夫が必要だと思えますし、更なる投資も効果がある部分ではないかと考えております。

また今のAIについては、さまざまな機能がございまして、単純にAI検索とか、大規模言語モデルですね、チャットGPTとかクラウドとか、Geminiとかいろいろありますけれども、その検索するだけでも十分に効果を発揮すると考えておりますし、またLLMというのは文書処理を得意としておりますので、行政では文書の作成が多いので幅広い活用が期待されると思います。たとえばですね、起案文の作成ですとか案内文、プレゼン資料、要綱案の作成といったたたき台の作成するところから加えて、最終的な文字の校正ですとか、誤字脱字のチェック、かなり正確かと思えます。また文章の推こうにも有効活用できると思います。そういった活用から文書作成の大部分が効率化につながると思っておりますので、是非情報収集に努めていただきまして、AIの活用に前向きに取り組んでいただければと思います。

続きまして2番目の質問事項でございます。AI活用に関するルール整備の検討状況は。AIを業務に導入・活用していくにあたり、基本方針の策定や個人情報保護などに関するルール整備が不可欠です。現時点での検討状況を伺います。

○企画課長(藤川道代) 議長。

○議長(高橋公時) 企画課長。

○企画課長(藤川道代) お答えいたします。2点目の「AI活用に関するルール整備の検討状況」について、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、AIの活用に際しましては、運用方針の策定や個人情報保護の確立など、さまざまなルール作りが必要不可欠であります。大都市を中心にAI活用が進んでおりますが、県内では広島県庁において積極的に活用されているものと認識しております。

また、令和5年度において実施された、広島広域都市圏の構成団体を対象としたアンケート調査では、生成AIを業務に活用している、又は導入を検討していると回答した市町は、加盟する28市町の内、検討中と回答した世羅町を含め、15市町となっており、広島市や呉市、岩国市や三原市など、沿岸部の市を中心に積極的なAI活用が進められている状況と受止めております。

一方で、山間部の自治体を中心とした約半数の自治体につきましては、活用の予定はないとの回答となっております。

先行自治体から提供を受けたAI活用のためのガイドラインでは、業務に活用する範囲や利用に際する留意事項、著作権侵害に対するリスク管理等について触れられておりますが、技術の進歩に合わせた見直しが必要であるとの記載もございます。こうした内容を参考としつつ、町として必要な整備を検討してまいりたいと考えております。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) さまざまな情報を調べていただいたんだなと感じましたが、沿岸部と山間部といった地理的な格差とAIの活用を結びつけるというのは私の視点にはなかったことではありますが、ただAI活用と関連性があまりないのかなと感じまして、経済が活発で沿岸部のほうが、活発でそういった人材とか予算などがそういった資源の格差としてあるという意味なのかなというふうに捉えたんですけども、ただ私としてはむしろAI導入活用に際しては、意思決定をする方が普段からどのようにAIを活用されているのか、そういったほうが相関関係が強いのかなと考えておまして、意思決定にかかわる方、町長と副町長、CIOというお立場もありますので、企画課長のAIの普段の利用について、活用状況ですとか、頻度ですとか、最近のAIの進化の受止めについてどのように受止められているのかなというのを参考に伺いたいと思うんですけども。

○副町長(金廣隆徳) 議長。

○議長(高橋公時) 副町長。

○副町長(金廣隆徳) それでは私よりお答えをさせていただきたいと思います。決裁等におきまして、意思決定、決裁区分によりまして決定をしていく立場にいる中での日頃のAIの使用状況についてその一例を申し述べさせていただきたいと思います。

現在のところ先ほど担当課長から答弁もいたしましたように、AI議事録については公用のパソコンの中のアプリケーションを使ったりということで記録を

残すことは多々ございます。そのうえで私が業務で今使っておる主なところとしては、インターネット等々の書類、特にPDFでインターネット上に公開されている資料についてPDFの内容のAIによる要旨の抽出しについて使用することが多くございます。なかなかPDF媒体の書類は国関係多くございますので、多いページ数の中から要旨をつかみ取るというところではそれを使って要旨を見、また画面の中でその要旨に基づいて拾い漏らしはないか、また我が町として取上げるところはないか。まずはAIにおいて文書要旨を拾い出しをして、そのうえで自分の目で見るといような利活用を行っておるところでもございます。感触といたしましては、概ねの要旨は拾ってくれるところではありますが、やはりAIによる変換についてはまだまだ外にすぐ出すにしては、敬語の使い方であったり、また文書の語尾の表現であったり、人が最後に添削をする必要があるというふうに受止めておるところでもございます。進み具合によって、議員ご質問いただきましたようにたたき台としてAIをしっかり使っていくというのは業務の省力化に非常に有効なものだと思っておりますし、最後にはまた複数の目で外にお出しするものはまちがいがいいないか、Wチェックを行う中で、正確なまた的確な文書発信等につなげてまいりたいと、そのように日々使用しておるところでございます。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) どういったAIを導入するかというのは、実際に導入しているシステムだけを検証するのではなくて、それ以外の幅広くAIの情報をキャッチアップする必要がありますので、そういったところ是非努めていただきたいなと思います。

(3) AI人材の育成・採用は。

「2040年問題」を見据えると、AIに関する知識やスキルを有する人材の育成・採用は重要と考えます。AI人材の育成・採用方針、また、外部サービスの活用方針について伺います。

○企画課長(藤川道代) 議長。

○議長(高橋公時) 企画課長。

○企画課長(藤川道代) 3点目の「AI人材の育成・採用方針、また、外部サービスの活用方針は」について、お答えします。

広島県と県内市町で構成するDXSHIP(デジシップ)ひろしまの取組として、人材プールシェア制度がございます。

これは、県で情報職として採用された人材や、DXで先行する市の職員を、情報に関する共通人材と位置づけ、人材が不足する市町へ職員を配属し、デジタル化を県全体で進めていくことを目標とするものでございます。

県内では三原市と江田島市を始めとして人材受入れが進められ、令和7年度では16市町に人材配属が行われております。

町といたしましても、AIを含めたデジタル化のより一層の推進を図るため、次年度以降の人材プールシェアの活用について、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、デジタル技術やAIの活用は手段の一部に過ぎません。議員ご指摘のとおり、DX、変革を進めるための十分な検討・調整が最も重要でございます。関係課とも連携しつつ、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 県の制度ですね、デジタルを使うということなんですけれども、回答としましては県の制度を使うだけでは主体性、世羅町としての主体性ですとか、自律性に欠けるかと思えます。またAI人材の育成、採用方針について回答はなかったかと思えますので改めて伺いたいです。

○企画課長(藤川道代) 議長。

○議長(高橋公時) 企画課長。

○企画課長(藤川道代) お答えいたします。まずは県の制度でありますデジタルひろしまの取組の活用、ここから始めてまいりたいと考えております。そのうえでDXの関係に関しましては人材というのは大変重要なものでございます。進めていく中で必要な人材については、育成、またその場合には町としてもそういった人材の確保というのは検討をしてまいりたい、そのように担当課としては考えているところでございます。

○2番(佐倉悠希) (挙手)

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) まず県の制度を使うというよりは、まず町としてどういった方針で進めていくかというのを考えたうえで県の制度を使うとか、他市町の情報収集していくという順序なんじゃないかなと思うんですけれども、基本的にどんなことに対してもまず町の考えはなくて、まずほかの市町を参考にするという回答が多いかなと思うので、その順序を見直していただきたいなと思います。



先ほどのご回答でいずれにいたしましても、デジタル技術やA Iの活用は手段の一部に過ぎませんというご回答だったんですけども、これ私としてはA Iについては考えてないですけど、A Iは手段ですみたいな開き直りのようにも聞こえてしまうんですけども、また議員ご指摘のとおり、A X、変革を進めるための十分な検討・調整が最も重要でございますと回答されたんですけども、私としては、そういうこと言ってないなと思っておりますし、検討よりも実行、調整よりも成果につなげるということを重点をおいて進めていただきたいなと思います。私の質問は以上です。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 議員からさまざまなご指摘、またこれからの進め方についてご提案をいただいたところでございます。担当課といたしましても本日いただいたご意見をもとにしっかりと町としてどういう形で進めていくのかというところを見極めながら進めてまいりたいと思っております。その一方でこのA Iの導入というところについては、まだまだ未知数の部分もございまして、そういったところも先行事例、他市町の先行しておられる自治体の状況であったり、さまざまな情報共有の場に出かけて行き情報共有するとともに、世羅町にとってどういう形で進めていくのが望ましいのかというところをしっかりと見極めながら進めてまいりたい、そのように担当課としては考えているところでございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 続きまして私より答弁を充足させていただきたいと思えます。人材の確保、いわゆるこれからの町職員へのA I技術を保有された方の雇用、また採用という形にも進んでいくところでもございます。議員ご質問いただきますように、2040年問題につきましては、私もその2040年に到達する年代もでございます。そのなかでできる限りの住民サービスをしていくなかで効率化できものはA Iに託していくという大きな骨組みの部分を今回ご質問もいただいたところでございます。

おっしゃっていただきますように、いわゆる建築、また土木、そういった分野にかかわりませず、これからの部分、特にA I、D Xの部分については担当専門の分野に寄りかからざるを得ないというところは認識をしております。具体的な現在どの段階からこういった職種を導入していくかというのはまだ確定したも

のはございません。本日いただきましたご質問、ご示唆の中で、これからの世羅町としてのどのようなAIの形にしていくのか。AIに置き換えていくもの、置き換えてはならないもの、そういったところを取捨選択しながらしっかりと進めてまいりたいと存じます。

○議長（高橋公時） 以上で 2番 佐倉悠希議員の一般質問を終わります。

次に 「中山間地域の農業支援はいかに」 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） それでは議長より発言の許可をいただきましたので、通告にしたがい質問をさせていただきます。今年は非常に暑い春だと思えます。稲穂も若干大きく育ったんですが、我がふるさとの地域は気づいたらシカにやられておりました。朝2人の方が質問されて町の応援があればと非常に願っておるところでございます。

それでは「中山間地域の農業支援は」ということで項目1、食糧自給率や他国に依存する農業資材の高騰、極度の米の品薄感などや食の安全保障の必要性を強く感じている今日この頃です。中山間地域では原価割れや獣害による収量減になっており、補助金を計算に入れないと経営が成立しません。また、中山間地域ではスケールメリットが働くのは概ね20haくらいまででそれを超えると単位生産あたりの所得は頭打ちとなるように感じます。昨今は農業機械も高騰しており、大規模化して農機具を追加購入する必要性が生じるとそれだけで赤字に陥る危険性があります。今や米づくりは赤字を他からの収入で補填して、米作りを続けることによってかろうじて支えられていると思えます。また、外から来た法人は経営が成り立たなくなれば、その土地から撤退していく。また地域コミュニティの社会関係資本を豊かにする働きはあまり期待できません。農地の中でもとりわけ水田は地域の共有財産として築き上げられてきたものであり、だからこそ農家は多少赤字でもそれを守っていこうとするし、各地域の集落営農組織も同じです。一度耕作が放棄されると農地が荒廃し、簡単に元通りにはなりません。仮に3年かけて生産が回復したとしても、土づくりは1からでその間になくしたものは元通りにはなりません。タイムラグがなく、生産が瞬時に調整されれば問題はないでしょうが、実際には特に農業の場合、生産を再開するための調整には時間がかかり、その間に生じる時間や問題を想像できない方が世間では増えているように感じています。ここで集落内農地も、全ての農地を維持することはもう限界だと感

じております。そうしたなか、農業施設、特に頭首工やため池は老朽化が進み、近年では豪雨などによる被害も発生しています。町内では特に昭和47年の災害によって復旧し、それを維持してきた頭首工やため池等が多くございます。そうした農業生産基盤の整備強化や水利施設の更新をする場合、国や県の補助事業に取り組む場合など、高額な負担が生じる場合があります。水利施設の改修などの補助残の負担について、担い手以外の農家や農地所有者に対する支援はいかがでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 田原議員の1問目、中山間地域の農業支援はいかにかのご質問にお答えさせていただきます。

本日の質問に至っては、鳥獣害被害から始まり、農業に関するご質問いただいているわけでございますけれども、確かに集落そのものがなかなか維持することが限界であるという水田多くございます。各地域を巡っても、やはり管理が行き届かず草ぼうぼうの地域、そこには草も繁茂してますが、中にシカやイノシシ等がいるという状況になっております。そうするとさまざまな環境が問題にもなってくるわけで、特に今ありましたように、頭首工や水路、ため池等ですね、こういったものの管理などが行き届かず、また大きな災害にもつながることも危惧されるわけでございます。

今ご質問いただいた（1）の部分では担い手以外への農家、また農地所有者に対する支援を行ってはどうかというご質問でございます。

一般的に国費事業等で農業施設等の基盤整備を行った際においては、受益者において応分の負担が必要となっております。そのうえで、負担軽減のために活用可能な制度といたしまして、たとえば「農業近代化資金」や「スーパーL資金」などの農業制度資金がございます。これらは、低利で長期の融資を受けることができ、必要な資金の確保に資するものでございます。

私も農業信用基金協会の役員させていただいているんですけれども、このなかでコロナ禍においてはかなり利率の低減策を設けてきて、なおかつ住宅等の支援もあります。そのなかに農業に関する支援もあるんですけれども、やはり大きな施設については、導入支援が必要であるにもかかわらずなかなか農業で儲かることができないという、特に経費高騰、物価高騰によるものだったと思いますけれども、利用が少なかったというようなこともたくさんございました。しかしながらこれまで年齢で上限を設けていたものをかなり幅を利かせて融資のほうへも

つながっていくような流れを進めていこうということが金融機関においていろいろと行われている状況もございます。低利だからといっても返すものは返さないといけないので、なかなかですね、長期に亘ってご苦労をかけるようなことにもなるわけでございます。

担い手以外の農家、農地所有者でありましても、地域の実情や活動内容によりましては、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金」の活用は可能でございます。これを行うにあたっては地域のさまざまな話合いなども必要ではございますが、この制度においては、農業・農村の共同活動、地域資源の保全などを支援するという形のものでございますので、この条件を満たす場合には地域全体の負担軽減につながるものと考えておるところでございます。

今後においても、関係機関と連携をしながら、地域の実情に応じた制度の活用を促進してまいりたいと考えているところでございます。

○11 番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11 番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） それでは農業施設、頭首工の分担金率、概ねたとえばある程度の 1 級河川の頭首工を回収する場合、概算でざっとどれくらいかかるものか。過去の事例を見てですね、分担金率でどの程度農家が負担をしなければいけないか、そこを教えてください。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 分担金率ですが、詳しい分担金率は今、手元に持ち合わせてはおりませんが、頭首工の工事につきまして大体どれくらいかかるかということでございます。これも河川、川とかのですね、幅、それから頭首工の種類によって金額が違うということでございますので、一概にいくらとは言えませんが、最近私が聞いているところは芦田川でございますが、1000 万から 2000 万かかるというふうに聞いております。分担金率につきましては先ほど言いましたように、今、手持ちの資料を持ち合わせておりませんが、いろいろな補助金制度がございますようで、大体多かったら 25% くらいの地元負担率になるものがあります。安かったら 10% 程度の負担率になるものがあるということでございます。

○11 番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11 番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） 新年度予算のときに分担金の条例の表がいただけます。このところで見たとときに、頭首工ってどこへ分類されるのかなというのがちょっと

わからないところです。農地耕作条件改善事業で農業用施設というのがござい  
ますし、下のほうでいうと土地改良施設整備管理適正化事業というのがあります。  
25%か30%かという話になります。たとえば1000万ですと250万から300万と  
いう話になるし、2000万になると、そのまた増えますよね。したときにご回答で  
すと、中山間や多面的もございましてということではございます。ただ中山間、た  
とえば今の芦田川が事例で出ましたけど、芦田川の流域でいうと、なかなか中山  
間の対象になっているところは少なからうかと思えます。ぱっとみ傾斜もないの  
で、運よく当たったとしても反当8000円のところかなと。多面的については反  
当3000円としたときに、これをじゃあ、あてますよという話にはなかなかなら  
ないのではないかとこのころがございまして。実際私が農家から相談受けたのは  
そこです。昔ですと、町内圃場整備を盛んにやっていた頃には単県事業、  
また平成10年災とか大きな災害のときには基盤整備資金のほうを、公庫が主体  
的に貸出していた事業なんですけど、そちらのほうを職員のほうが誘導して、これ  
は農協とタッグを組まないといけないところもあるんですけど、そういったことで誘  
導していったという覚えがございまして。単純に単年で何十万かとか、たとえば水  
路みたいに線ものですよね、起点からたとえば500mなら500m整備するんだっ  
たらこの年は100m、次の年は100m、5か年かけて整備しましょうというのには  
今おっしゃった中山間や多面的のものはよからうかと思えます。ですが、ため池  
とか頭首工は単年で整備しないと効果を発揮しないと。特に河川を塞ぐようなも  
のですと、短期間で工事する必要があると。分担金も一気に集中して発生すると。  
要はその手当てをどうするかというところのところ、私、地域農業集団の役員  
のほうもしていますので、私が質問したんで、法人ベースのご回答いただいたの  
かなと思えました。法人ベースであれば、スーパーL資金とか、近代化とか、あ  
あいった分は法人のほうで主体的に取り組んでいけるかと思うんですけど、一部中山  
間地については個人で営農されて中山間地を守られて頑張っておられる農家が  
いらっしゃると。そういった方々にそういった制度があるよと。実際整備するこ  
とができるよといったところが伝わりきれてないのかなというところがござい  
ます。過去の事例を踏まえて、ここには過去圃場整備を担当されていた方々もい  
らっしゃいますし、そういった制度資金をご存じだった方もいらっしゃいます。  
実際事務をやられていた方もいらっしゃるかと思うんですけど、その点のところは  
今の農家へは使うことができないのかどうか。そういうことはないかとは思って  
ますが、他県の、他県と言っても広島県もあったんですけど、農業基盤整備資金の  
ご案内というのでもホームページに出てきましたので、その辺はどうなんでしょ

うか。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 先ほど言いましたように今日個人的な分の明確なものは準備をしておりませんでしたので、正確なお答えはできはしないんですが、個人の方への負担のことにつきまして、各金融機関におけます貸出金につきましてはいろいろな制限がございます。言われるように法人に入っていないといけないとか、認定農業者でないといけないとかいう制度があるようでございますが、個人的にそういった借入れとかのご相談、まず頭首工を直すというご相談があれば、産業振興課のほうへご相談に来ていただきまして、いろいろな条件、どういったことがあるかというご相談をいただきまして、それに合うようなものがあればご紹介をしたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より答弁を少し充足をさせていただきたいと思います。議員ご質問の件につきましては、いわゆる農林水産省管轄の土地改良施設の大規模な修繕、また更新があった場合の地元負担の軽減あるいは融資の手法についてご質問いただいたところでございます。

ご指摘、ご示唆いただきますように、以前の大規模な頭首工につきましては、県営の中山間地地域総合整備事業で芦田川の井堰を大規模修繕をしたこともございますし、河川工作物応急対策、そういった形で取組んだこともございます。そういった事業の当時については5%あるいは10%、そういった非常に低率の負担というところがあったわけでございますけれども、現在につきましても河川工作物応急対策等々のいろいろな事業を組み合わせることによって、分担金条例につきましては、率はまるまる%以内という形で定義をしてございます。できるだけ受益者の負担が低減するように、国庫補助事業等の調達に努めていくことは必要であると認識をしているところでございます。一方、負担金については受益者負担が伴う形となります。以前につきましては土地改良区へのパターン等もありましたので、負担金につきましては、いわゆる信用保証を町も働きかける中で融資をいただいて圃場整備等であれば農地集積のソフトの補助が出た時点で負担金を繰上げ償還するといった形もございました。担当課から詳しい数字は本日申し上げていないところでございますけれども、引き続き組合であるとか、また受益者の団体を対象にこの補助残の負担金部分の農業基盤融資について町も事業展

開、国庫補助事業、また県からの補助事業の取得はもとよりでございますが、補助残の地元負担分の融資についてもしっかりとケースバイケースで信用保証、また融資の実現に向けて整理、またともに事業の採択に向けて協議進捗を行ってまいりたい、そのように考えておるところでございます。個別の受益、また事業の導入によってさまざまな負担率が生じてまいりますけれども個別にしっかりと協議に対応してまいりたいと存じます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 副町長も圃場整備ご担当だったので一定程度の知識をお持ちですので、ただ農業基盤整備資金のところの質問になりますので、2点目のほうへ移らせてもらおうかと思えます。

2点目として農業基盤整備の条件や借入金の条件は。これはご回答とはあれなんですが、基本的には資金面での話ということで質問させてもらっています。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 2点目の「農業基盤整備の条件や借入金の条件は」についてお答えします。

団体営ほ場整備事業につきましては、整備区域の面積要件として一般的にでございますが、5ヘクタールとされております。これはあくまで基準でありまして、地域の実情や農業団体の規模、地形的条件等を考慮しまして、柔軟に対応が図られる場合もございます。

一方で、より広域的な整備を目的とした県営ほ場整備事業につきましては、10ヘクタールが対象となることが一般的です。整備内容や地域の条件によっては、5ヘクタールから10ヘクタールの面積が要件となる場合もございます。また、これらの農業基盤整備事業に係る地元負担等の資金調達として、長期・低利でご利用いただける「農業基盤整備資金」がございます。

この資金は、生産基盤の整備や農村環境基盤の整備に要する費用を対象とするもので、主な貸付条件といたしましては、償還期限は、25年以内。貸付限度額は、地元負担額の範囲内となっております。本資金の活用により、地元負担の平準化や営農継続への支援が可能となります。

今後も、地域の農業振興と農業者の経営安定を図るべく国・県の支援制度を活用しながら、関係機関と連携して農業基盤整備の推進に努めてまいります。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） ここで農業基盤整備資金のところになるんですが、以前ですと先ほどの圃場整備とか、ため池で大きめの単県事業とか、大規模な災害復旧等であっていたと思うんですが、この借入者の資格条件のところを見たときに、土地改良区や農業協同組合で農業を営むものという表現があるんです。これで個人の方も対象になるのかなとは思いますが、この事例が昨今大型の事業がないのでどうなのかなというところはあるんですが、そういった実情はどのような形でしょうか。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 現在こういった資金を活用されている事業でございますが、議員おっしゃるとおり大きな事業がたくさんあるわけではございません。今やっている事業としましては西大田地区の圃場整備、これが該当しているということでございます。大きな事業はですね。以上でございます。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） ここで1問目のときの頭首工と取えて挙げたのはですね、さっき言った47年災、私の親世代ですよ、あの頃整備したものが非常に数多くあります。先週シカのネットを張りながら川を見ているとですね、結構頭首工のほうに傷んでいる箇所が多いと。これは当然私が住んでいる地域ですので、戸張川流域になるんですが、結構大きな頭首工もございまして。そういったものが著しく傷んでいると。これは大見地区だけに限ったものではないと思います。ただここを先ほどおっしゃられた中山間や多面的だけでちょっと維持補修していくにはちょっと荷が重いのかなと。ここについては、農家に寄り添って一定程度長期計画のもと整備をしていく必要があるのではないかと。それにおいては昨今作られた地域営農計画等を中心に据えてハード整備をしていく必要があるのではないかと。その点はいかがででしょうか。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 今言われます昭和47年災におかれます頭首工の補修等でございますが、それ以外の補修もあると思います。ただこれにつきましては基本的には100%県費、国費、町費でまかなうものではございませんので、やはり地元負担金がいくらかが必要であるということがございまして。そういった



条件につきましても、さまざまな事業があるようございますので、先ほど言いましたように、諸条件等がいろいろ出てくると思います。ですからそういったことがあれば、産業振興課のほうへご相談に一度来ていただきまして、個別の条件を考えながらいろいろな事業の紹介をさせていただきます。それによって地元の方、1件ではないと思いますので、そういった方々との地域での話し合いによりまして正式な申請をしていただくということになると思います。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 手続のところを是非PRしていただければと思います。PRの場は地域農業団体の総会とか中山間地の説明会とか、いろんな多種多様な事業での場があるかと思います。その場へそれぞれの地域の農業者の代表が集っております。その場へ適切な資料を提供いただき、こういった事象がございますよといったところで説明いただければ非常に農家としても助かる面があるかと思います。特に大きな施設については、計画的に農家のほうもやっていかないと負担が伴うものがございますので、その点をご留意いただきたいと思います。

続いて3点目のところなんですけど、土砂の処分に多額の費用を必要とするというところ。区画を大規模化する団体営のほ場整備を行い、土砂の受入れを行ってはどうでしょうか。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷保） 3点目の「団体営のほ場整備を行い、土砂の受入れを行ってはどうか」についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、近年、公共事業等に伴って発生する土砂の処分につきましては多額の費用がかかることから、その受入れ先の確保は大きな課題となっております。そのようななかで、団体営の圃場事業において発生土砂を受入れるというご提案は、農業基盤の整備と土砂処分の課題解決を同時に図る有効な方法の一つであると認識しております。

一方で、圃場において土砂を受入れる場合には、土質の適否、安全性の確保、受入れ時期や土量の整合、さらには地元関係者の合意形成など、さまざまな調整が必要となります。本町といたしましては、圃場の目的に沿った形での土砂受入れの可能性について、関係機関や地元関係者のご意見を伺いながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 以前ですと庁舎の目の前、中部台地事業所がございました。県の事業所があった時代、上下土木とかですね、あった時代は県の出先機関を通じて土砂のやりとり等、世羅町内ですべて完結すればことなきを得るんですが、広い範囲で土砂を流入しようと、受入れようとしたときには県の協力を得ないとなかなか難しい点がございます。あの当時は県内でそういった人頼みでやっていたような気がします。20数年前ですので。ただ現時点において土砂のやりとりをするシステムというのは県の公共の土木の中であるのかないのか、その点はどうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは建設発生土の受入れ、搬出等の共有するシステムについてお答えいたします。

公共工事を発注する国・県・市・町で共同で建設発生土の利用を促進するシステムがございまして、こちらに搬出する側、受入れる側の情報を共有することによりマッチングを行い、土砂の搬出、受入れに努めているところでございます。世羅町におきましても昨年度の工事において県営の圃場整備のほうへ土砂を搬出したといったこともございます。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 土砂の搬入のことを今回入れましたのは、畑地造成の面においても、元が田んぼのところを乾田化しようとしたときに、なかなか田の基盤の切り盛りだけでは排水に苦慮するといったご相談がございました。そうしたところでそういったものができるかということではございますが、団体営がない状態では厳しいのかなと。団体営の圃場整備がない状態では。ただ一部町の補助をいただくような圃場整備があれば、そういった土砂の受入れ等が可能であれば、公共工事とのWin-Winの関係ができるのではなかろうかと思えます。そういったことがやりとりができれば理想かなと思えますので、この質問させていただきました。私の1点目の質問は以上で終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私よりお答えをさせていただきます。田原議員よりご質問いただいた部分でございます。いわゆるひと谷すり鉢状のところを排

水不良のときに客土を行うことによって排水不良が解消される。ただその埋立てる土については、調達先がなかなか見つからないというようなときにどのような手法があるのだろうか。困ったときの何か解消する手立てはないか。その旨のご質問とお受取りさせていただくところでございます。

建設課あるいは産業振興課よりご答弁申し上げた中で、土が必要な場合にうまくそれがマッチングできればWin-Winの形で残土処分とまた優良な農地、畑地を造成することができるといったところでございます。現在のところ、農林業基盤整備の中で農林業振興補助金等々です、農地の改良については、そんなに多くの補助率ではございませんけれども、補助することが可能だろうと受け止めておるところでございます。ただし状況によっては登記、分筆とか合筆であるとか、そういった部分も出てくる可能性もございます。土地改良法の枠組みで言いますと、換地処分が過去は2人以上の権利者で行えるものが、平成の早い時代から一人の権利者でこれは農業者あるいは法人等々で換地処分が行える手法も確立をされております。状況によりまして、担当課、特に農業振興の担当課へご相談をいただくなかで、議員ご質問いただきましたようなマッチングできるころはないか、引き続きできるだけの対応はしてまいりたいと存じます。

○議長（高橋公時） 次に「所有者不明土地の課題と対策は」11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） それでは所有者不明土地の課題と対策について。以前、相続されない土地について質問させていただきました。そのとき、固定資産税の納税義務者が亡くなられた場合、死亡された年の翌年1月1日までに相続人が確定しないときには、法定相続人のうちから代表者を指定し、固定資産課税台帳に登録した代表相続人または納税管理人等は、免税点未満、物件のないものも含めて全体で4896件とのことであります。

また、届出がないため地方税法の規定に基づき調査のうえ、法定相続人の中から1人を指定しているものが104件でありました。相続登記を義務とする法案が成立し、相続人は一定期間内に相続登記をしなければならず、これに違反した場合は10万円以下の過料が課されることとなりました。これにより、相続登記が一定程度は進むものと考えますが、非課税対象地、公衆用道路など相続手続きがされず、故人や所在不明な団体など相続認知は、どのようにされていますか。ま

た道路の場合、倒木や崩落など事故があった時などの課題と対策は。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） それでは田原議員の2問目でございます。所有者不明土地の課題と対策はについてお答えさせていただきます。

世羅町はもとより、全国的に人口の減少や高齢化の進展、地方から都市部への人口移動等を背景に、土地を利用したいというニーズが低下する中で土地の所有意識が希薄化し、いわゆる所有者不明土地が増加しているものと考えます。

所有者不明土地の主なパターンといたしましては、登記簿記載の内容が古く所有者を特定することが困難な土地、土地所有者が特定できても、その所有者の所在が分からない土地、多数の共有者がいる土地で、共有者の全員を特定することができない土地などが挙げられます。こうした問題は深刻化しており全国的な課題と考えております。

1点目にご質問いただきました「道路の場合、倒木や崩落など事故があった場合の課題と対策は」についてでございますが、道路における倒木や法面の崩落への対応において、所有者不明土地のため対応が困難となった事例はございません。

所有者不明土地から道路への倒木や法面の崩落が生じた場合は、通行の安全を確保するため、倒木撤去や崩土除去及び安全施設の設置等の緊急措置を講じるとともに、必要に応じて土地の適正管理のため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく勧告・命令・代執行などの措置を講じてまいります。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） たとえばなんですが、道路の隣接、山林において道路のほうへ倒れてきそうな木があると。木の底地所有者についてはすでに死亡された方ですと。相続もされてません。納税管理人を調べても誰かわからないといった場合にそうしたときの町の対応、町だけじゃなくて、国や県もあるんですが、そうしたときの対応というのはいかがな状態になるのでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。所有者不明土地の管理についてでございます。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法におきまして、財産の適正管理についても特例が設けられております。これは裁判所が所有者不明土地の管理人等を選任し、管理人による管理を実施させるものでございます。

こちらの管理人において適切に管理していただくようになろうかと考えているところでございます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 今すぐそこに倒れそうな木があるときにどうするのかといった質問だったんですが、そこから管理人を捜すとなるとかなり時間を要するかと思います。次大雨がきますよ、台風がきますよといったときに切らざるを得ないとしたらどうされるのでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えします。林地からの木のはみ出し等につきましても、こちら民法の改正がもうすでにございまして、はみ出された側が切除するというのも多少の手順を踏めばできることとなっておりますので、そういった手続きを踏んで道路のほうへ倒れそうなものがある場合には道路管理者のほうで切除するといったことになろうかと考えます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） その手順ですよ。たまたま先月ですか、地域の寄りがございました。スポーツ交流会がなかった後の寄りだったんですが、そこで話題となって出たのが今のような話題です。「相続してない土地が多いよね」という話題が出ておりました。それなぜ出たかということ、たまたま自分の土地を相続しようとしたときに公図を見るなかで隣接地を見るんですね。自分の土地がどうなっているかといった形でその方は隣接地をずっと見られました。そしたらこの土地、この土地、この土地って、これ私の代からいうたら2代前の人、3代前の人というのが結構ございました。税のほうでは、納税管理人という制度でそこはいつているのかとは思いますが、ただ山で道路に隣接したときにどうするか。そのときはたまたま地元の交差点近くで、コンクリート法面があって、その上に倒木の木がぶら下がっていると。たまたま枝に引っかかって今にも落ちそうな状態だと。そのところもちょうど隣接なので見たら、「隣の亡くなったおじいちゃんじゃない」という話になって、そうしたときに誰に言うのかなと。息子さん3人おるんだけど、3人とも許可とらないといけんのかなという話になったんです。今にもすぐそこで起きそうな事例に対するその対応が今の一定の手続きというところはこういった手続きがあるか。そこを詳しく。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。先ほどお答えした例というのはすでに生えている木がこちらにはみ出した場合の方法でございまして、所有者に通告をしても対応されない場合には切除することができるものでございます。切除する相手がない場合には直ちに切ることができる場合もあるかと考えます。また倒木等ですでに倒れているものが道路上に落下する恐れがある場合には、直ちに道路管理者として必要な措置を講じることが必要になるかと考えます。たとえば道路に規制をかけるであるとか、倒木を撤去する。こちらについては道路管理者として、直ちに措置を講じるべきものがあるとして対応してまいりたいというふうに考えております。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） その場で出た意見をもうひとつ言わせてもらおうと、予防的に伐採するというのは過去の一般質問の中ではなかなか難しいという話がありました。ですが、放っておくと道路に隣接した木そのものが我々が若い頃よりははるかに大木になってます。枝ですらかなり太い状態になってます。私の太ももより太いなというような枝が結構道路のほうに出ております。結構昨今ではクヌギ、コナラ系の木が大きくはなってそのまま立ち枯れのような状態が目につきます。特に、我々大見の地区を駆けってたらその枝がたまたま道路に落ちていることがあります。地元の人が気になるのが、落ちた木が仮にたまたま通行している人にあたったときにどうなるのかと。これは道理管理者の責任なのか。山林所有者の責任なのかといったところがあります。そこで相続不明の土地もあるよねっという、相続することにメリットを感じなくなっているのも、放置されるところも。そういった被害にあったときどうなるのかといったご質問がありました。そういったところはどのようになるのでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えします。民地からの倒木による事故があった場合の責任の所在でございませけれども、こちらについてはどちらというのはなかなか申し上げるのは難しいものでございまして、民地の方の責任が問われる場合もあるというようなことで、個別の判断になろうかというふうに考えております。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） となると、道路のそばの山林、特に木が生えたような山林をもっているような所有者からはデメリットしかないという話ですよね。そんな土地はなかなか相続もしたがらないという話になってくるのかなというところがございます。そもそも相続もしらないと言う方もいらっしゃるかもしれませんが、今、高齢化している社会の中で、一番今の相続というところが結構地域の寄りの中で話があります。ここについてはいろいろな発信の仕方があると思います。そういう相続問題に詳しい行政書士とか、法務局へ行きなさいよとか、町の相談のところへ行きなさいよといった方法もあるかと思うんですが、一般的に何らかの形で毎月広報が出ている中で、一定程度の発進ができないものかなと思います。ちょっとした寄りのところでそうした話題がぱっと出ること自体も皆さん結構不安になれる面があるのかと思いました。敢えて今回こういった質問させてもらって、見てみると国交省のほうでも所有者不明土地ガイドブックというのをここ何年前に出されて改訂、改訂という形でなされておりました。こういったものをいろんな形で発信して紹介してあげると。Q&Aのほうへもそういった事例も今いったような事例にぴったりはまるかというところでもないんですが、若干ありました。ただ過去で言うと、そういった運悪く不幸なことが起きないようにするための予防的措置というのは必要かと思しますので、その点を踏まえて今後の対応を祈って2点目の質問に入ります。

国土交通省が所有者不明土地に対して、さまざまな法律を改正されているが、町はどのような対応をされていますか。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） それでは2点目でございます。「国土交通省が所有者不明土地に対して、さまざまな法律を改正されているが、町はどのような対応をされているのか」についてお答えさせていただきます。

所有者不明土地の問題につきましては、先ほどの町長答弁にもありましたように、国土交通省より「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」、所有者不明土地法でございますが制定をされ、平成30年11月15日に一部施行、令和元年6月1日に全面施行されております。ご質疑の町の対応につきましては、特段の対応は現在行ってはいない状況でございます。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） ガイドブックを見た中で言うのですね、国のほうでこういった相続全般にわたって網羅するというのは無理というのはこのガイドブックの中で謳われております。実際は自治体レベルでそうした啓発のほうへ注力する必要があるのかなと思います。具体的にどうこういうのは税法とかのほうではできるんですが、一般的なところいうとむずかしい点があるかと思います。ただそれぞれの部署がそれぞれの事例をもって啓発に努める必要があるのかとは思いますが、その点はいかがでしょうか。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） 確かに今議員ご指摘いただきましたように、それぞれ所管している事業においてそういった問題が発生した場合には、それぞれに対応していくべきであるというふうに考えております。重ねての答弁になりますが、町長答弁にもございましたが、必要に応じて土地の適正管理のためにこの法律に則って、特措法に則って勧告などを実施していくやり方、こういったこともやっていく必要があると考えております。また併せて先ほど議員のほうからもございましたが、国土交通省が発出しております所有者不明土地ガイドブック、迷子の土地を出さないためにという冊子もホームページのほうでもございますので、こういった情報提供をしていながらこういった所有者不明土地ができるだけなくなっていくような形で啓発できればなというふうに考えております。

○11 番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11 番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司） それでは3点目、相続調査を専門とする職員を採用し、所有者不明地に対処してはどうでしょうか。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） それでは3点目でございます。「相続調査を専門とする職員を採用し、所有者不明地に対応してはどうか」のご質問にお答えをさせていただきます。

専門職につきましては、国土交通省における職員の派遣制度がございます。各課が所管する事業実施準備のため、土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得するためのものであります。この制度につきましては、日帰り及び短期間とされており、実践的な講義によりノウハウの提供を行うことを想定されているものでございます。現状、事業実施に伴う所有者不明土地等に関する問題は無いと



認識しておりますが、そのような事案が発生した場合におきましては、主管課において特別措置法に準じて実施してまいります。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 発生してないということなのですが、用地買収が発生して、用地取得が困難になる事例というのは実際あるかと思えます。以前税のほうでも質問させてもらったんですが、予防的観点に立てば、税の発生した段階で課税相続が発生した段階で啓発することはできるのではないかなとは思っています。ただ今の税務課のマンパワーの中でそれをやれというのは無理かなと思っております。賦課をやりながら、その賦課先、AさんならAさんが亡くなられて、もう次相続と言ってすぐならいいんですが、実際もう何代も納税管理人でされてて、遡って調査をしようとする、それ専門にやる職員がいろいろかと思えます。その方がいることによって、課税の段階でそういう予防的な効果ができると。引いては先々で所有者不明土地というのが防げるというところがあるかと思えます。納税管理人制度はしょうがなくできた制度だろうとは思いますが、実際は社会的に皆が便利な世の中になろうとすると、現状ご存命の方に持っていくというのが筋だろうと思えますので、そうした観点でそれ専門の職員を。今、国交省の職員の方という方になったんですが、現時点であれば過去圃場整備をして換地等で相続事務にたけた方とかいらっしゃいますし、昔ですと、道路改良等たくさんして、そのなかで相続事務を多数やってきた諸先輩がまだ町内にいらっしゃいます。県のOBの方もそれ専門にやられた方もいらっしゃいます。わざわざ遠くから人を呼ばなくても、この事案については、さっきのAIとか別なんです、昔取った杵柄でできるかと思えます。そうした方の助けを得るというのも世羅町らしくていいのかなと思えますがその点いかがでしょうか。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） お答えをいたします。職員の採用については先ほどから申しておりますように、法律が改正になりまして、民法も先ほどの特措法も結構中身が複雑な部分がございます。そういったなかで専門的な知識を有することでご答弁をさせていただきました。引き続きこういった事案等があれば、その担当課において課題解決に資する方法としてはそういった職員の採用も考えていくものというふうに考えております。

○議長（高橋公時） 以上で11番 田原賢司議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は14時30分であります。

.....

休	憩	14時17分
再	開	14時30分

.....

○議長（高橋公時）休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引続き一般質問を行います。

次に「国庫事業の最大限の活用を」5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康）議長。

○議長（高橋公時）5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康）失礼いたします。今日はただいま議長より許可をいただきましたので、通告にしたがい質問をさせていただきます。

先日、石破総理が日本の財政はギリシャより悪いというようなとんでもないことを言ったんですが、これが大きなまちがいであることを指摘するためにもこういった質問を考えて項目1から行きたいと思います。国庫事業の最大限の活用を。

質問の要旨、まず地方財政と国家財政の違いは、一言でいうと、通貨発行権にあります。政府の債務残高が1100兆円を超えていても、デフォルト、債務不履行ですね、する可能性はほぼありません。これは財務省も認めているところなんです、先進国であるなら自国通貨建ての債務は通貨発行で賄うことができます。

つまり、財政破綻するとか未来にツケを回すとかいうのはほぼプロパガンダでありまして、これに騙されツケを回すどころか未来の日本人が居なくなっているのが現状でございます。

町としては国庫事業をフルに活用し、地域経済を立て直すよう、なお一層の努力を求めるとともに、新たに検討中の事業計画はないのかお伺いいたします。

○町長（奥田正和）はい。

○議長（高橋公時）町長。

○町長（奥田正和）佐々木議員の「国庫事業の最大限の活用を」のご質問にお答えをさせていただきます。

本町におきましては、新規、拡充事業のほか、既存事業も含めまして、国費や県費、有利な町債、その他の特定財源について情報収集をする中で、活用できる財源はしっかりと活用し、町の負担を減らしていく方針をもとに予算編成を行っているところでございます。

また、予算編成後も国の施策等、さまざまに補正予算等も出てまいります。そ

ういったところを鑑みながら町に適用するものであればしっかり手を挙げていくようにさせていただいているところでございます。この持続可能なまちづくりをめざす中で、本町の最上位計画でございます。今次年度の計画を立てる途中でございますが、長期総合計画を踏まえるなかで、各分野の個別の計画により具体化した諸施策に取り組んでいるところでございます。現在検討中の事業計画というのが大きなという意味だろうと思えますけれども、現状では私の政策提言も含めていろいろと検討段階でございます。お示しするものについては現状は今の状況でございます。

○5番（佐々木浩康）（挙手）

○議長（高橋公時）5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康）先ほど石破総理がとんでもない発言をしたということなのですが、これはまちがっているのが、まずギリシャはユーロ建ての国債でございまして、日本の場合は円建てで国債を発行しております。この違いで破綻するか破綻しないかということが大きく変わってくるということを皆様知っていただきたいと思っております。

2024年度末でざっと1100兆円超えになっておりますが、うち半分は日銀でございまして。日銀が保有しているということは、政府と日銀は親会社と子会社の状況なので、連結決算すると借金はちゃらになります。実際はだから550兆円くらいの国債発行ということになっているということを皆様知っておいていただきたいと思えます。

ほかにも破たんしない理由として個人ですね、家計の金融資産がざっと2140兆円、国全体の金融資産が9704兆円、企業の内部留保ですね、これが601兆円。それから対外純資産が418兆円、これ世界一ですね。外貨準備、為替介入なんかに必要なお金が189.7兆円と、これもたぶん世界一だったと思えます。経常収支も20兆円毎年ですね、これ対GDPで割ると世界で2位でございまして。こういった指標を見てもとてもですね、日本が財政破綻したギリシャより悪いとは言えないと思えます。最近のデータで言いますと、5年もののソブリンCDSというのが5月17日の時点でデフォルトリスクがドイツが1位で0.21%、日本は0.30%、ほかにもイギリス、フランス、カナダと続きまして合衆国が0.79というふうに非常にデフォルトするリスクが少ないということがわかります。

自国通貨建ての場合は自分で刷って、お金を刷って返せばいいということなので、自国通貨建てでデフォルトした国はロシアとアルゼンチンしかないんですね、今のところ。ロシアは海外からの債権が非常にたくさんありまして、ルーブル債

も一緒にデフォルトしたということがございました。これソ連崩壊後の混乱がありまして、何年だったかな、89年あたりじゃなかったかなと思うんですが、アルゼンチンのほうは非常に計画的にデフォルトしておりまして、もう7回か、8回か、9回か毎回のようデフォルトしてます。こういうふうな特殊な例を除き、自国通貨建てで財政破たんすることはないし、できないですね。財務省も国債の格付けが下げられたときに日本とかアメリカのような先進国でデフォルトすることはないというふうに今でもホームページに書いてあるんじゃないかなと思います。ここで一方的に喋ってもあれなんでお尋ねします。

政府の借金が減るということは民間の資産が減るとい、政府の借が増える、負債が増えるということは民間の資産が増えるということ、資産と負債は一致するということ、これにまちがいがいか財政課でも、会計課でも、会計学的なことなのでお答えしていただきたいと思ひます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。町のことでなく、国のことですので、私もだろそうろうというところくらいしかお答えできないと思ひます。議員おっしゃられます国が借金すれば、民間の資産が増える。これはもつともだと思ひます。借金した分だけ誰かが貸しているということになりますので、そこについては民間なり、日本銀行なりが国債を買ってそれを資産として民間のほうで持っている。政府の借金が減ればその分だけ民間の資産も減るといふような認識では、それは一応基本的なところで考えるとそのようになると思ひます。そうした国の、議員おっしゃられます国についてはデフォルトしないといふようなところで、そうした国の安定した財政、ときには破たんするリスクがあるんじゃないかといふようなところを言われるところもありますが、現状考えてみてもなかなかそういったデフォルトして破たんするといふような状況にはないといふふうには新聞報道等では見ております。そうした国の財政状況をもとに、地方であります世羅町においてもさまざまな補助金とか、町債等の、町の借金のほうですね、として財源をまかなっておりますので、国としても破たんしてもらっても困りますし、そのようなことがないよう願うとともに、世羅町においてもそういった財政的な危機状態が訪れないよう今後も取組んでまいりたいといふように考えております。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 町は通貨発行権がないので破たんする可能性はありますので、しっかりした財政の健全化を目指して頑張っていたいただきたいと思います。

私がなぜこの質問をしたかという、私が振興区の区長をしていたときに振興区で勉強会を総会の際にしようということで、国は財政破たんしないんですよということを話したことがございます。それがもとになっております。まだまだ町民の方も国が財政破たんするのではないかと、もっと増税されるのではないかと、というふうに考えられております。基本的に発行した国債は返済することはありません。永遠と借換債でまかなっていきます。ただ無限に国債を発行できるわけではなくて、国内の供給力を超えた発行すると非常にインフレになりますので、そのバランスを見ながら本来はしっかりと国債を発行して、景気対策をしてもらわないと困るんですけれども、なかなかザイム真理教とかいうようなことを言われることもございますし、財務省解体デモであるとかいうのもございますが、なかなかそういったふうに皆さんにも、町民の皆様にも知っていただきたいと思いきょういった質問になったわけでございます。

町としてできることとしては国庫の補助金をしっかり使ってですね、活用していただきたいと思っております。特に今、防衛費が増額されて呉のほうでも何かできるというような用地取得がされておりますし、つい先日の新聞にはいろんな大学へ防衛相からお金が出ていると、研究費が出ているというようなことで、たとえば世羅町において企業誘致が非常に難しいのであれば、たとえば自衛隊の食糧庫とか、武器庫であるとか、そういうものを誘致して非常にここは交通の便がいいところでございますし、山陰から山陽方面から空港も近いということで、今非常に防衛費がアップされておりますので、そういったものを誘致するようなことも検討してみたいかというのが私の意見です。それについて回答をお願いいたします。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 商工観光課としまして、企業誘致という言葉を使いましたので答弁させていただきたいと思っておりますけれども、国の施設を誘致ということでの話しでございますけれども、かつては合併直後であったかと思っておりますけれども、刑務所誘致というところも全国的にそういうのが足りてないという状況を踏まえて誘致ができないかということで取組まれた経緯もございませぬ。残念ながら選にもれたわけでございますけれども。そういった国の施設、そ

ういったものを地方へというお話がありましたら、そういう情報がありましたら、内容によりましては検討、また内容によりまして進めていくこともあろうかと思っ  
ているところでございます。

○5番（佐々木浩康）（挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） ほかにも南海トラフの影響なんか、ここにはないと思  
いますので、土地も安いですし、是非検討してみたいと思います。固定  
資産税だけでも非常に大きなお金になるんじゃないかなというふうに考えてお  
ります。自衛隊が入ってくるようなことがあればですね、いろんな法律とか、条  
例とか変えて山を自衛隊で囲ってイノシシやシカを撃ってもらおうというよう  
なことも考えてやれば、非常に先ほど来のイノシシ・シカの被害、こういったもの  
も自衛隊が演習という形で非常に被害が減るのではないかと前から考えていた  
んで、そういったことも含めて是非、実現できればいいなと思っております。そ  
れについて前向きなご回答がいただけるようであれば質問とさせていただきます  
が。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えいたします。佐々木議員からご質問いた  
だきましたなかで、この世羅町に交通の便を活かして交通結節点として有用な誘致  
をするものについては積極的に取り組むべきということで、国家の財政事情等背景  
におくなかで、町の財政事情も考慮したうえでご質問いただいたところござい  
ます。

おっしゃっていただきますように、世羅町は国道2本、また後々に将来的には  
フライトロード、そういった尾道松江も踏まえまして交通結節点の大きな要所で  
ございます。お示しいただきましたように、どの者に限らずそのメリットを最大  
に有効利活用し、町もその恩恵に預かれる。有害鳥獣とてですね、これもひとつ  
のメリットの一環として享受できればこのうえないといったところございま  
す。そういった前向きな、そのような好ましいアプローチがありましたら、積極  
的に事情をお伺いしつつ、後につながるように尽力してまいりたいと存じます。

○5番（佐々木浩康）（挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 最近特に思うんですが、古事記や日本書紀にあるように  
民のかまどという故事がございまして、仁徳天皇ですね、山に登って国を見ると

煙が立ってないじゃないかと。昔なのでご飯を炊くのに、ご飯の時間に煙が立ってないと。民のかまどが非常に寂しくなっているのではないかということで3年間税金をただにしたと。ただじゃないのかな。どうだったかな。2、30年前に読んだ本なので、はっきり言えないんですが、3年くらい税金、今で言えば減税をしたということなので、まさに今の日本の状況が減税しなければならない。そういう時期に来ているのではないかというふうに考えております。それも踏まえてまだ日本に未来がないわけではないという希望もあると思います。量子コンピューターが日本で開発することができれば非常に税金が安くなるという試算が出ております。取引に対して0.3%くらいでほぼ税収がまかなえるという、たとえば自動車税であるとか、重量税であるとか、ガソリン税であるとか全部それをなくしてでも日銀が電子マネーを発行して取引の0.3%いただければ税金はいらなくなると。ほぼすべての細かなことはまかなえるようになるのではないかというような試算も出ております。もうちょっと先のことになるんでしょうが、日本経済がもっと強くなって皆さんの生活が豊かになるということを願いながら、これで財務省解体というようなことも国税庁自体がなくなるので、非常に未来に希望があるのではないかと思いい質問を終わらせていただきます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私よりお答えをいたします。ご質問をいただいた中で日本の財政事情からこの町の振興、そしてゆくゆく通貨のあり方まで多岐にわたって触れていただいたところでございます。国の状況としましては国債を発行するなかで、国の財政が運用されている状況ではあるかと思っております。その国、財政の中であらゆる交付税、またいろいろな国庫補助事業、自治体へはその支援がなされているわけでございます。一概に国と町がその構造が一緒であるかというよりも、おっしゃっていただきますように通貨発行権がございませんので、町については国庫補助事業等の町の財政を支えていただけるものを有効的にかつ積極的に適用と言いますか、充当をし、一般財源をどのようにそちらにですね、充当していくかという手腕が問われるところだろうと考えております。

一方、国庫補助事業、一般財源を充当しましてもいわゆる起債、過疎債等々の起債もその裏財源と言いますか、補助残に充当していくわけでございます。予算の執行の中では大別しまして、ニーズベースによるものと、また経済効果、そして費用対効果等も問われるところでございますが、町の財政が持続可能性のあるものであるために、種々の事業をしっかりと吟味をしつつ、国の状況、国庫補助

事業も積極的に取入れながら町の将来に向けて引き続き財政運営を図ってまいりたいと存じます。

○議長（高橋公時） 以上で5番 佐々木浩康議員の一般質問を終わります。お諮りします。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、6月4日午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

\*\*\*\*\*

延 会 14時57分



